

民間における各種処遇プログラムに関する研究（その2）

矯正協会附属中央研究所 保木 正和
古曳 牧人
嶋谷 宗泰
長谷川宜志

矯正研修所東京支所 工藤 弘人*
横浜少年鑑別所 浅野 千晶**

キーワード：処遇プログラム，教育プログラム，処遇技法，セルフヘルプ・グループ，
被害者の視点を取り入れた教育，アドベンチャー・ベイスド・カウ
ンセリング，保護者教育，園芸療法

I はじめに

本研究は、紀要第13号に発表した「民間における各種処遇プログラムに関する研究（その1）」（以下、「本研究の（その1）」と言う。）の続報である。

矯正施設において取り組んでいる各種の処遇や教育の実践と実績は、矯正に関係する各分野からも相応の評価を受けているところであるが、同時に、関係各分野においても教育方法や心理療法等の研究の新たな成果が発表されている。こうした状況にあって、矯正においては、少年施設では収容少年の問題性に対するアプローチの方法等について、また、行刑施設では受刑者の各種の問題性に対する処遇類型別指導等について、その充実のための新たな教育方法等の導入や開発が求められている。

本研究は、このような実情を踏まえて、(1)処遇プログラム及び処遇技法についての矯正職員に対するアンケート調査を実施して、その意識を知り、(2)現在、矯正が有している処遇プログラム及び処遇技法を整理し、また、(3)矯正及び矯正以外の分野において実施している処遇プログラム及び処遇技法についての調査を行うことによって、その運用状況を把握し、(4)今後の矯正処遇において有効と考えられる処遇プログラム及び処遇技法は何か、また、それらの有用性を基準として矯正施設へ導入するとした場合の条件や導入の仕方を提示することを目的としているものである。

* 前矯正協会附属中央研究所

** 元矯正協会附属中央研究所

これらのうち、(1)から(3)については「本研究の(その1)」において報告したので、今回は、(4)を中心とした研究報告を行うものである。

「本研究の(その1)」においては、データの収集を中心として、①犯罪・非行、②教育、③臨床心理、及び④福祉の4分野に区分して、各種の教育方法等の基礎的な考察を行った。本報告においては、これら4分野で行われている教育方法や処遇プログラム等のうちから、前記(4)の目的に即し、①セルフヘルプ・グループ、②被害者の視点を取り入れた教育、③アドベンチャー・ベースド・カウンセリング、④保護者教育、及び⑤園芸療法の五つのプログラムを取り上げて、検討することとした。

これら五つのプログラムは、次の視点から、矯正処遇において有効なものであるとして取り上げた。すなわち、矯正施設において(1)実施することが必要であると考えられること、(2)実施することが可能であると見込まれること、及び(3)実施することによって相応の効果が期待されることの3点であるが、その理由、説明等は、次のとおりである。

1 実施の必要性

矯正施設において必要としている処遇プログラム等は、その種類、内容、方法等多岐にわたるところであり、現に収容者の処遇に当たっている矯正職員がそれについてどう感じているか、考えているかについての意識や意見を知ることが重要であることから、実施の必要性についての視点として、このことを重視することにした。

「本研究の(その1)」の「矯正研修所等の研修員に対するアンケート調査」や「各種研究会の発表状況」において多くの施設や職員が、「処遇上着目している収容者の問題性」として、「セルフ・エスティームの回復」や「ADHD・LD」については、資質に問題があり、それへの働き掛けが重要であると考えている。また、刑事政策的な側面からは、再犯の防止や被害者の問題を取り上げ、家族との関わりが重要であるとの意見が多い。また、「導入することがふさわしいと考えられるプログラム」についての調査では、「勤務施設への導入が考えられる処遇プログラム等」として「被害者」にかかることについての意見や感想が最も多く、次いで、「プログラムの内容を提示したもの」としては、「他人の気持ちが分かる」、「動機づけを高める」という意識を変化させることに主眼を置いており、さらに、「プログラムの実施方法を提示したもの」としては、「誰でも実施可能なプログラムであること」、「問題群別指導の種類を増やすこと」という方法についての感想や意見があり、これらに加えて、「これまでとは異なる教育方法等を導入すること」を望む意見も多い。

「研究誌・職員誌における発表題」としてまとめた各矯正管区で開催される研究会等の発表内容においては、「薬物」、「暴力団問題」に関するテーマや「心理療法等」についての発表が多く報告されている。

以上のことから考察すると、現在の矯正施設において、処遇プログラム等として整備、充実をする必要性について、「心理療法も含めた収容者への内面への働き掛け・被害者との関わり・家族の問題」についての関心が高いものと考えられる。

2 実施の可能性

この視点では、矯正施設の現状から見て、検討する処遇プログラム等については、改めて特別に設備やスタッフ、あるいは研修制度などを大幅に整備、変更することなく導入することが可能なものであること、また、それらプログラム等は、矯正施設が取り組んできたこれまでの実務、実践の成果等と同程度であると確認、評価されるものであって、かつ、将来における充実、発展が期待できるものであることとした。したがって、例えば、施設内処遇と社会内処遇をつなぐ中間施設での処遇プログラムや、非行と児童虐待との間に相関が見られるというデータに関しての治療プログラム等を検討すること等大きな懸案事項はあるが、未だ知見が定まっていないこのような問題は、割愛することにした。

ところで、本報告で取り上げる五つのプログラムは、新たな知見、技術等が加わることによって、これまでの実践、実績の上にさらに一層の充実、発展が期待されると考えられる。すなわち、①セルフヘルプ・グループのミーティングではグループワークや集会活動の、②被害者の視点を取り入れた教育では集積されつつある実践等が、③アドベンチャー・バイスド・カウンセリングではレクリエーション活動や体育指導の、④保護者教育では面接指導やファミリーカウンセリングの、また、⑤園芸療法では農園芸活動の実践等が活用できる可能性が見込まれるものと考えられる。

したがって、ここに提示する処遇プログラム等は、現在の矯正施設の活動の中に応用し、また、発展的に工夫することで導入できる可能性が高いものであると考えられる。

3 効果の期待性

この視点では、民間での処遇プログラムとして実施され、その効果が示されており、矯正施設においてそれを工夫、応用、展開することによって、その効果が期待されると考えられるものを取り上げることにした。それぞれの処遇プログラムは、実証的なデータに基づいた効果の検証がなされているものとしたが、その他矯正における将来的な展開が見込まれるものについても取り上げることにした。

なお、本報告で取り扱った処遇プログラム等は、国内で実施されたことがあるものを中心として検討した。

具体的には、①セルフヘルプ・グループのミーティングは、薬物問題に対して効果が期待されるものとして、多くの矯正施設で導入が進められており、②被害者の視点

を取り入れた教育について、民間で注目されているDV加害者の教育の手法を取り入れることによって、これまで以上の教育効果が考えられ、③アドベンチャー・ベイスド・カウンセリングは、実施前と実施後の参加者の信頼感や有能感が向上したというデータが集積されつつあり、④保護者教育は、臨床心理的な関わりの中でその効果があるとされており、また、⑤園芸療法は、特に高齢者福祉等の分野で取り入れられ、参加者の認知の症状が改善されたり、情緒面によい影響を与えるという報告がなされており、収容者の問題性に応じた処遇プログラムの開発等に活用ができるものと考えられる。

II 矯正施設で応用可能な民間における処遇プログラム

1 セルフヘルプ・グループのミーティング

(1) セルフヘルプ・グループの機能・構造

ア セルフヘルプ・グループの定義

「セルフヘルプ・グループ」は、そのかたちが非常に多様であり、また、対象となる問題も多種であることから、その定義も多義にわたるが、本項では、岡(1998)の定義を用いて、セルフヘルプ・グループの機能を理解することとする。

岡は、「なりたち」と「はたらき」という二つの側面からセルフヘルプ・グループを分析している。この「なりたち」は、「共通の体験」、「自発的参加」、「継続的活動」の3点を基本的要素としており、また、「はたらき」は、「わかちあい」、「ひとりだち」、「ときはなち」の3点を基本的要素と説明し、最低限これら六つの要素を含むものがセルフヘルプ・グループであると説明している。

まず、「なりたち」の三つの基本的要素について、次のとおり説明している。「共通の体験」とは、セルフヘルプ・グループの対象者は共通の体験を基に集まっているということである。「自発的参加」とは、無理やり、あるいは強制的に集められたグループではなく、自ら自発的に自由に参加しているということである。「継続的活動」とは、セルフヘルプ・グループに継続的に参加することで、セルフヘルプ・グループが形成されるということである。

次に、「はたらき」の基本的要素については、次のように説明している。「わかちあい」とは、共通の体験を持つ人々が自らの経験をわかちあう場であるということである。「ひとりだち」は、セルフヘルプ・グループがグループ活動を通して、対象者それぞれがひとり立ちをすることを目標としているということである。「ときはなち」は、孤独に打ち沈み苦しんでいた人が、グループを通して、その人に重くのしかかったものから解き放たれ、自由になるということである。

そして、岡は、これらの要素によって、「『孤独と苦悩』の体験が、そのまま『連帯と共感』に結びつくという逆説的な構図が、セルフヘルプ・グループに集う人の心を大きく変え、飛躍的な人間的成長をもたらすのである。」と述べている。

さて、ここで、セルフヘルプ・グループをこのように考えていくと、矯正施設で行われているグループワーク、集会、ミーティング等の活動は、セルフヘルプ・グループの基本的要素を全て満たしているとは言えない。特に、最初の「なりたち」の中の要素である「継続的活動」については、定められた収容期間を過ぎれば、あるいは定められた処遇の過程を経過すれば、本人の意思とは無関係に継続することができないし、また、少年院において行われているグループワークなどは「自発的参加」とはいえない場合もあるからである。しかしながら、その他の4つの要素、すなわち、「共通の体験」と、「わかちあい」、「ひとりだち」と「ときはなち」については、矯正施設で実施されている集会、ミーティング等に含まれていると考えられ、セルフヘルプ・グループそのものではないが、「セルフヘルプ・グループ的なもの」という位置付けをすることができ、これを処遇において充実発展させることは可能である。

イ セルフヘルプ・グループにおける「言いっぱなしの聞きっぱなし」⁽¹⁾の効果

次に、セルフヘルプ・グループでミーティングが行われる際に決まりごととして用いられる「言いっぱなしの聞きっぱなし」について検討する。

野口（2002）は、セルフヘルプ・グループのミーティングの場は、「評価と査定のない空間」であるとして、「言いっぱなしの聞きっぱなし」についての効果を検証している。それによると、通常の会話において質問や感想、意見を述べることは、話し手に対する何らかの評価が伴い、その評価によってプラスやマイナスが生じるとし、「しかし、プラスだけを手に入れようとすると、嘘やお世辞が入ってくるし、それを禁ずると今度は相手を傷つけるようなマイナス面が出てくる。」と述べ、この弊害を排する方法として、「言いっぱなしの聞きっぱなし」にすることが定着してきたと考察している。

さて、セルフヘルプ・グループのミーティングにおける「言いっぱなしの聞きっぱなし」は、通常はテーマを決めて行われる。そのテーマに沿って、参加者それぞれが思うこと、考えていることを順次述べていく。「言いっぱなしの聞きっぱなし」にすることの効果として、初心者（ミーティング参加回数の少ない人）はベテラン（ミーティング参加回数の多い人）の話聞くことにより、内容の決まった考え方を学ぶことができると考えられている。換言すれば、同じテーマについて、より深い理解と経験のある参加者の話を聞くことで、自らの発言内容や意見

を客観的に評価することが可能になる。すなわち、初心者がベテランとは違った理解や経験について意見を発言してもこれが否定されないので、恐怖感がなく、受容されるという感覚を得ることができる。一方、ベテランは初心者の話を聞くことにより、常に自らの成長を振り返り、確認することができる。つまり、「自分も最初のころはそうであった」と自らを客観的に評価できるのである。

このように、「言いつばなしの聞きつばなし」が担保されていることの大切さは、発言に対して常に自分で自分を見つめながら考え方、感じ方を組み立てていくことができるということである。従来話し合いや討議では、他者に対して意見を述べるという姿勢も求められる。そうすると、これだけならば、本来、自分に目を向け、自分について考える場であるはずのミーティングが、他者中心になってしまうことも起こり得る。そこで、参加者の問題性が深く、問題を簡単に解決しにくい場合は、この「言いつばなしの聞きつばなし」を担保にする方法によって、これまでとは違って常に自らに目を向けることで、考えを変化させることが期待できる。

ところで、話し合いや討議によってもたらされる参加者の一般的な心理としての「傷つき」について考慮する必要がある。意見や考えを吐露することによって生じる、受け止め側のそれに対する「正誤」、「相違」などの多角的な視点を受け入れるためには、受け入れる側にも十分な心理的な強さが求められる。話し合いが相手を傷つける意図がなくとも、「自分の意見や考え」について何か言われ、評価される恐怖感に打ち克つことができない参加者もいるからである。そのような状況では、本来求められている成長や自由な発言の機会を失うことも考えられる。しかしながら、対象者やテーマによっては話し合いや討議の方が効果的である場合があるので、全てのグループワークを「言いつばなしの聞きつばなし」の手法で行うことのみがふさわしいということではない。

実際の問題としては、この「言いつばなしの聞きつばなし」のやり方と併せて、「どのようにテーマを設定するか」ということが重要である。例えば、AA⁽²⁾やダルク⁽³⁾では「12ステップのテーマ」(表1: AAの許可を得て転載している。)を用いて、「言いつばなしの聞きつばなし」のミーティングを実施しているので、次に、「12ステップ」の効果について検討する。

ウ 「12ステップ」の効果

セルフヘルプ・グループは、「12ステップ」系と非「12ステップ」系に分けられるといわれているが、ここでは、「12ステップ」系について検討することとする。

カツ (1997) によれば、「12ステップ」とは、「AAの創始者たちは、彼ら自身、および他のアルコール依存者たちが心理的に変化できるようなガイドを求め

表1 12ステップのテーマ

- ステップ1
「われわれはアルコールに対して無力であり、生きていくことがどうにもならなくなったことを認めた」
- ステップ2
「われわれは自分より偉大な力が、われわれを正気に戻してくれると信じるようになった」
- ステップ3
「われわれの意志といのちの方向を変え、自分で理解している神、ハイヤー・パワーの配慮にゆだねる決心をした」
- ステップ4
「探し求め、恐れることなく、生き方の棚卸表を作った」
- ステップ5
「神に対し、自分自身に対し、もう一人の人間に対し、自分の誤りの正確な本質を認めた」
- ステップ6
「これらの性格上の欠点をすべて取り除くことを神にゆだねる心の準備が、完全にできた」
- ステップ7
「自分の短所を変えてください、と謙虚に神に求めた」
- ステップ8
「われわれが傷つけたすべての人の表を作り、そのすべての人たちに埋め合わせをする気持ちになった」
- ステップ9
「その人たち、または他の人々を傷つけない限り、機会あるたびに直接埋め合わせをした」
- ステップ10
「自分の生き方の棚卸しを実行し続け、誤った時は直ちに認めた」
- ステップ11
「自分で理解している神との意識的触れ合いを深めるために、神の意志を知り、それだけを行っていく力を祈りと黙想によって求めた」
- ステップ12
「これらのステップを経た結果、靈的に目覚め、この話をアルコールに伝え、また自分のあらゆることに、この原理を実践するように努力した」

（AAの許可を得て転載）

た。そして、飲まない生き方を継続するために各メンバーがたどる必要がある回復のプロセスを記した『12ステップ』プログラムを作成したのである。」と説明している。「12ステップ」はミーティングの際に資料として用いられ、さらにその「12ステップ」の一つ一つのテーマに対するコメントをまとめている冊子もある。参加者は、これによって自分が参加しなかったミーティングにおける他者の意見を知ることができ、そこから考えを発展させていくこともできる。

ステップ3・5・6・11に出てくる“神”という言葉は、日本人にはなじみにくいかもしれないが、“神”で象徴されているのは、自らによるコントロールを放棄して、善なる意志に身を委ねるという意味に捉えたと理解しやすいと考えら

れる。実際に、「12ステップ」を用いているセルフヘルプ・グループには特定の宗教色はない。

「12ステップ」の効果については、種々の意見がある。①抽象性と具体性がうまく融合していること、②「12ステップ」を一つのシステムとして、全ての活動がそこに原点を置いていること、③ある種の価値観、方向性を提示しているが、必ずしもその価値観、方向性の解釈は同一ではなく、個々人の受け止め方によって変化する柔軟性を備えていること、などである。

抽象性と具体性の観点から見ると、「12ステップ」の12のテーマは、抽象度が高いので、その内容をいろいろと解釈することが可能な面もある。しかしながら、それらのテーマは実際の依存症者が自らの経験を帰納的に抽象化したものであり、逆に個々の依存症者はその抽象化されたテーマを自らの具体的経験と結び付けていく、また、テーマを設定することで、枠組みが定められる。テーマを決めないグループワークにおいては、参加者側も枠組みが与えられずコントロールが失われる場合がある。自らをコントロールすることが困難な参加者たちにはテーマという枠組みが必要だと考えられる。「12ステップ」は、長い期間をかけて形成されてきたものであるため、安易に内容を変更することは問題があると考えられるが、その手法を導入することは可能である。

「12ステップ」は、ステップ1から12まで順次段階的に向上していく内容である。構造的には、ステップ1を理解、実践して、次にステップ2に進むようになっている。しかし、ミーティングにおいては個別的な進捗を考慮して、個人個人をグループ分けしていない。つまり、初心者であろうが、何十年も実践を積んでいるベテランであろうが、同じテーマでミーティングに参加するのである。例えば、ステップ4がテーマの場合、そのレベルまで到達していない、あるいはテーマを十分理解していない参加者もいれば、他方では、テーマを十分理解し、実践を積んでいる参加者もいる。したがって、傍から見ていると全くテーマに関わりのない内容を話している参加者も見受けられる。しかしながら、テーマに沿った発言をしない参加者がいても、ミーティングの機能は低下しない。その理由として考えられるのは、先に検討した「言いつばなしの聞きつばなし」が効果的に機能していると考えられる。つまり、初心者がそのような発言をしたとしても、他の参加者は修正を促すことができないものの、その発言を聞いてそれを自らのこれまでの経験と重ね合わせて振り返ることができるからである。

参加者の個別の成長や理解を重視し、自らに目を向けて考えていくという姿勢を養うためには、「12ステップ」を用いて、かつ、ミーティングで「言いつばなしの聞きつばなし」のルールを用いることの効果は大きい。「12ステップ」は問

題についての価値観や解決の方向性を抽象的に表しているのので、参加者はその解釈を多様に行える。したがって、何回もミーティングに参加したベテランであっても常に「12ステップ」を通して繰り返し学ぶことができるのである。

エ ミーティングの実際

次に、「言いつばなしの聞きつばなし」によるダルクのミーティングを見学した記録に基づいて、その効果について検証することとする。

(ア) ミーティングの状況

ミーティング全体の流れは、「ミーティングの進行」(表2)のとおりである。ミーティング参加者にはスタッフも含まれる。スタッフも元薬物依存症者(薬物使用の経験者)である。はじめにミーティングガイド⁽⁴⁾に従って、その内

表2 ミーティングの進行

進行状況	内 容	スタッフ	参加者	備 考	
1	ミーティングガイドの朗読	朗読する部分を指定し、朗読する参加者を募る。場合によっては、参加者を指名して朗読してもらう。	自ら朗読を申し出るか、指名を受けて朗読する。	ミーティングの目的や薬物依存についての知識の確認のために行う。同じ内容を何度も繰り返す。	
2	祈りと黙想	ミーティングガイドの文章を朗読する。	黙想して朗読された文章を聞く。	ミーティングに臨む姿勢を確認するとともに、心を平静にする。	
3	12ステップの朗読	朗読する部分を指定し、朗読する参加者を募る。場合によっては、参加者を指名して朗読してもらう。	自ら朗読を申し出るか、指名を受けて朗読する。		
4	テーマの告知	12ステップにかかわりあうことをそのままテーマとする場合と、具体的にテーマを提示する(例えば、「最後の薬物をやったとき」)場合がある。	テーマの提示。その際、テーマから離れて話しても良い旨を説明する。	基本的にテーマに沿っての発言となるが、テーマにこだわる必要がない。	
5	参加者の発表	もともとはAA(Alcoholics Anonymous: アルコールの匿名)のプログラムであり、参加者は匿名で参加することとなるので、最初に自分のコールネームを決める。発表者は最初に「薬物依存症の〇〇(コールネーム)です」と言い、他の参加者が「〇〇さん、お願いします」と言ってから発表する。発表は「言いつばなし」「聞きつばなし」で発表している最中は、他の参加者は発言しない。発表が終わると他の参加者は「ありがとうございました」と言って発表が終わる。	基本的には参加者の自発的な発言にゆだねるが、発言順などが滞ったときには、発言者を指名するなどして進行する。	他の参加者の発言の最初と最後に「〇〇さん、お願いします」「ありがとうございました」と言う。自らの発言は特に制限がなく、発表しなくても良い。	基本的に発言は自由であるが、スタッフの方から、発言を勧めることはある。ただし、発言の強制はしない。
6	平安の祈り	参加者全員が丸くなって手をつなぎ「平安の祈り」という文章を唱える。			

容を指名された一人が朗読する。その後、別の一人が「12ステップ」を朗読する。続いて、スタッフから「今日のテーマ」が告げられる。今回（見学当日）は「最後に薬物をやったとき」というテーマで、はじめにそのスタッフが自分の経験を語った。

発表者は、自分のペースで話す。長い場合は20分ぐらい、短い場合は2、3分で話を終了するが、特に他の参加者からの発言はない。参加者は、途中でトイレに行ったり、お茶を飲むために席を立ったりすることも自由で、その間も特にミーティングが中断されることはない。一人の参加者の発表が終わると、スタッフがその発表者に対して「ありがとうございました」と言い、次に発表する者を指名する。発表順については、自分から進んで発表する者がある場合もあるが、基本的にはスタッフが指名して、最終的には全員が発表することになる。

(イ) 発表の内容

発表の内容としては、3種類のパターンがあった。一つは、スタッフの発表である。「どうやって、薬物を使ったか」、「薬物を使ったときの気持ち」、「切れたときの気持ち」、「そのときの気持ちを今もう一度確認してみる」というような、そのときの心情をきちんと整理した話をしていった。

二つ目は、事実のみを話す者である。「どうやって使ったか」、「使ってどうなったか」という点のみの発言で、自分の心情についてはあまり発言がなく、発言時間が短い。

三つ目は、話が長く、まとまらない者である。自分と他者（仲間や家族）との関係を話すことが多くて、自分がどのような心情であったのかについてはあまり話さない。どちらかという内輪話で、参加者が面白おかしく聞いている場面が多く、切実な感じがない。ただ、それを補償するように、「酒を少しのつもりでもダメだ」、「人のことは分かるけど自分のことは難しい」、「親や仲間迷惑をかけてしまった」など教訓的な話も最後の方に入れる。

(ウ) ミーティング参加

薬物依存症者の家族や知人及びその援助職⁽⁵⁾が参加するミーティングに、研究担当者（工藤）が援助職の一員として参加したときの状況を報告する。進

(1) 参加者が順に発言し、そのそれぞれの発言に対して、他の参加者からのコメントや発言を行わない状態

(2) AA (Alcoholics Anonymous) の略称。アルコール依存からの回復を目指す世界的なセルフヘルプ・グループ

(3) DARC (ドラッグ・アディクション・リハビリテーション・センター) の略称。回復を手助けし、「薬物を使わない生き方のプログラム」を提供する施設

(4) ミーティングに対する心構えや薬物に関わりのある事柄について、いくつかの短い文で構成されている冊子

(5) 医師や看護師、カウンセラーなど、依存症者の回復に関わる専門職

行は上記の場合と同様で、ミーティングのかたちも「言っぱなしの聞きっぱなし」である。

発表内容として、研究担当者は施設における薬物関係者との関わりについて話したが、他の参加者からは特に批判もなく、真剣に周りが聞いている姿勢（発言者の方を注視し、上体を乗り出して聞いている様子）を示していた。通常は何かを発言すると、それに対する反論や批判を覚悟して考えながら発言するものであるが、このミーティングにおいては、何を言っても批判や非難がなく、他の参加者が聞いてくれるということそのものが効果を生み出していると感じたが、研究担当者も気持ちの落ち着きを得た。薬物依存症の本人、家族やその周囲の人の多くは、周りからの非難や批判を数多く受けてきたことは想像に難くない。こういう場所だからこそ、自分自身に目を向けられるのかもしれないと感じた。

(エ) 効果

参加者に、研究担当者が感想を聞いたとき、「薬物を止め続けるため」に大切なことは、「自分と同じように頑張っている仲間がいること」、「ミーティングに参加すること」と答え、ミーティングの効果については、「自分のことを話すというのは、すごく大変だが、話して分かってもらえた時はすごく楽になる」、「他の人の話も、自分と同じなんだと感じる」と述べている。

参加者が上げている効果は、このように受容感と安心感であるといえる。このことは、研究担当者自身が「言っぱなしの聞きっぱなし」のミーティングに参加した際に感じたものと同様である。つまり、批判や指摘を受けて自分を変容させるということより、受容され、安心できる環境にあるミーティングの場で、自らが話すことによって、参加者の変容が促されていくということである。

(2) 専門職の介入

セルフヘルプ・グループに専門職が介入することについて、矯正施設で実施することを考えた場合、矯正職員を含めた専門職を抜きにしたプログラムの実施は考えられないので、十分検討する必要がある。

専門職の介入については、高松（1998）が「サバイバル・モデル」を提案し、グループ内での専門職の関わりについて述べている。それは、専門職はその特徴として「治療モデル」を持っているとして、「治療モデルは、『問題は改善できる』あるいは『改善すべきである』という仮定に基づいている。人は何らかの欠陥を持っているのであり、それを外科的に取り除くか、あるいは薬などで抑えつける。そして、最後には健全なものだけが残る。」と説明している。

一方、「サバイバル・モデル」については、「セルフヘルプ・グループに参加する者は、最初は何とか改善しようとするわけであるが、そこで問題が改善できないと、ますますその問題に囚われていく。そのような時期を経て『解決できない問題を解決しようとするのではなく、問題とどのようにつきあい、そうやって今生きている自分とは何かを考えることだ』というテーマに変わってくる。」と説明している。

すなわち、「『治療モデル』は、『現在問題があるのでそれを変えないとならない』というメッセージが裏に隠れている。つまり『現在の在り方を否定する』ことが基本である。それに対して『サバイバル・モデル』では、現状を受け入れ、それ以後どんな生き方をするかについては本人の意志を大切にする。」として、①「あなたはあなたのままでいい」、②「あなたは一人ではない」、③「あなたには力がある」の3点の基本メッセージを挙げて説明している。

このようなことを前提として、セルフヘルプ・グループ関わる専門職の課題として、次の五つが挙げられている。それは、「①セルフヘルプ・グループが持っている『サバイバル・モデル』に抵触するような行動は控えるべきこと、②本人の『力』を信じること、③専門職に『できること』と『できないこと』を自覚すること、④専門職も、一人では引き受けられない問題があり、限界があるということ、⑤専門職がセルフヘルプ・グループと良好な関係を持っていれば、お互いにメンバーを紹介し合うことができるということ」である。

セルフヘルプ・グループにはいろいろなかたちがあって、その中での専門職の関わり方も様々であるが、セルフヘルプ・グループが治療モデルで行動変容や回復が見出せなかった対象者の集まりだとすれば、高松が述べているようにサバイバル・モデルを前提としての専門職の関わりの中で、変容を促すことが求められるであろう。

また、専門職とセルフヘルプ・グループのスタッフとの違いに関して、セルフヘルプ・グループには経験者がスタッフとして参加していることについて、参加者は、「同じように依存者の人でも、回復してしっかりやっている人がいることを知って、自分でももしかしたらできるんじゃないかと思えるようになった。」「やったことがない人は気持ちが分からないので、経験した人と話すと違う。」と述べている例がある。

このように専門職のみが問題に関わるのではなく、同じ経験をしたスタッフが関わることによって得られる効果には大きなものがあると考えられる。

(3) セルフヘルプ・グループで扱う問題

参加者が問題やテーマを共有できるということが、セルフヘルプ・グループの活動を行う上では最低限の要素となるので、セルフヘルプ・グループが扱う問題やテーマは、限定されるものではないと考えられる。一般的には、それぞれが抱えている問題について自発的に参加する、あるいは参加するグループが存在しない場合には

それを自らが作るのである（大阪セルフヘルプ支援センター編「セルフヘルプ・グループ」, 1998）。

したがって、参加者の必要に応じてセルフヘルプ・グループができていくことになる。矯正施設において、セルフヘルプ・グループ的な活動を行うとすれば、扱うことのできる問題も多種に及ぶと考えられる。ただ、現時点においては、アルコール依存や薬物依存の収容者に対して、多く取り上げられてきている。

(4) 導入に当たって配慮を要する事項

ア グループワークとの違い

セルフヘルプ・グループのミーティングは、グループワークの一つの形として位置付けることもできる。実際に、昭和29年7月、矯正資料第8号（法務省矯正局）「矯正施設におけるグループ・ワークの研究」（1954）においては、この当時の日本ではセルフヘルプ・グループという概念がまだ十分に形成されておらず、AAの活動もグループワークの一つとして紹介されている。ここでは、グループワークを「指導者の援助を受けて、グループを作り、其のグループを構成する個々の人々の人格の反映により、個人の興味を中心として、個人の個性と、社会性の、成長、発達を期する過程であり、方法である」と定義し、その原理として、①基本的欲求の充足、②社会性の発達、③行動の理解と治療が挙げられている。

また、他にもグループワークの定義として、大塚ら（1986）は「任意に形成されたグループの構成員の相互作用やプログラム活動を通して、構成員一人ひとりが、人格的に成長し社会性を発達させるように、専門家であるグループワーカーが援助する過程」としている。

これらのことを踏まえて、「グループワークとセルフヘルプ・グループの違い」（表3）において、グループワーク（元来「ソーシャル・グループワーク」と言われて発展してきたものを、ここでは「グループワーク」という。）とセルフヘルプ・グループのミーティングの違いについてまとめている。この対比における一番の違いは、専門職介入の部分であろう。グループワークにおいては、グループワーカーと呼ばれる専門職の介入なしにはグループワークが存在し得ないが、セルフヘルプ・グループでは、専門職がミーティングに参加する場合もあるが、その存在は絶対に要請されるものではない。

また、グループワークの機能の中にある相互援助という考えを具現化すれば、当然セルフヘルプ・グループ相互の意見交換との違いがある。グループワークにおけるある程度の段階までは「言っぱなしの聞きっぱなし」の状態が容認されるとしても、継続的な活動の中で、「言っぱなしの聞きっぱなし」だけを実施するという事は考えられない。

表3 グループワークとセルフヘルプ・グループのミーティングの違い

	グループワーク	セルフヘルプ・グループ
定義	任意に形成されたグループの構成員の相互作用やプログラム活動を通して、構成員一人ひとりが、人格的に成長し社会性を発達させるように、専門家であるグループワーカーが側面的に援助する過程	何らかの問題・課題を抱えている本人や家族自身のグループ
対象者	社会生活上の障害に直面した人々	対象者自身が問題と考えていることを中心とした自発的参加者
特徴	一つの共通した興味、あるいは目的と等質性を持った人々の集まり	問題を抱えた人自身が、グループの中で学び、成長していく
専門職	グループにかかわる援助技術の専門家であるグループワーカーの参加が必要	専門職が介入しているグループもあれば、介入していないグループもある。基本的には対象者自身の運営による。
基本的要素	① 基本的欲求の充足 ② 社会性の発達 ③ 行動の理解と治療	(1) なりたち ① 共通の体験 ② 自発的参加 ③ 継続的活動 (2) はたらき ① わかちあい ② ひとりだち ③ ときはなち

専門職をリーダーとしたグループワークは、矯正施設だけではなくその他の分野でも多く実施されて、実績と効果を上げている。しかしながら、それらによって十分な効果が得られなかった対象者もあり、専門職が参加しないセルフヘルプ・グループは、これに代替する効果的な方法を模索する中で生まれてきたものと考えられる。この意味から、矯正施設で実績のあるグループワーク（少年院の集会活動やホームルーム、問題群別指導における話し合い、行刑施設の処遇類型別指導における活動等）は、その効果を適切に評価しつつ、さらにその内容を充実させていく必要があり、同時に、そのような処遇プログラムや処遇技法では容易に効果が見られない対象者に対しては、セルフヘルプ・グループ的な働き掛けを積極的に行っていくことが、現実的な対応として考えられる。

さらに、セルフヘルプ・グループが通常のグループワークと異なり、専門職を排したことに留意する必要があると考えられる。すなわち、セルフヘルプ・グループでは、専門職が求めるより良い方向に導くことが主となるのではなく、先の「サバイバル・モデル」で述べたように、現状を受け入れるということが主となるという点である。つまり、改善をするということを重視するのではなく、いわゆる自尊心を高めるという機能を重視している。その結果として、参加者がより良い方向に導き合うということに方法の主眼があることを認識しておくことは重要である。

以上の検討結果を踏まえると、矯正施設にセルフヘルプ・グループ的なプログラムを導入するとした場合には、現在実施しているグループワークとは異なる機能を持たせること、つまり、「話し合い」ではなく、「言いつばなしの聞きつばなし」で実施するという方法を採用することになるが、これは、問題を改善することが主眼ではなくて、現状を肯定し、自尊感情を高めることを重視するということが中心になるものであるから、このような考えが、現在の矯正施設の処遇理念と合致するかどうかということ、また、実施する、あるいは実施したいと検討又は計画した場合、犯罪・非行を行った対象者の集団成員が、その事実をハンディとして、こうしたプログラムになじむかどうかについて、それぞれの施設の収容者の特質等を踏まえて、慎重でなければいけないと考えられる。一方で、これまでの処遇ではなかなか好ましい効果が見られなかったり、あるいは処遇に乗ってこない対象者に対して、矯正施設として社会復帰を前提として、これまでの手法とは異なるセルフヘルプ・グループによる働き掛けの導入を検討することで、対象者の自尊感情や、社会復帰へのモチベーションを高めることは必要なことである。

イ 対象者

先に述べたように、少年院の問題群別指導や行刑施設の処遇類型別指導等、非行や犯罪類型ごとにグループ分けをして話し合いを実施しているグループワークでは、効果が見られない者、あるいは、そのようなグループワークに対しての参加に消極的になった者もいる。

セルフヘルプ・グループでは、対象者の共通の体験が不可欠で、対象者に共通する問題を設定する必要があるものの、特にその対象とすべき問題は選ばないので、どのような問題についても対応できると考えられる。

したがって、対象者の指導・教育に当たっては、「自発的参加」を担保するために参加者を募るという方法が良いのではないかと考えられる。すでに、医療施設などでは、セルフヘルプ・グループをつくる際のテーマを施設側が設定し、それに参加者を募るということを行っているところもある。現状では、行刑施設の場合は、各施設の参加者の選定においての差異はあるものの、一般的には希望者の中から対象者を選定しており、少年院においては、対象者に共通する問題性によって参加者を選定している。

「自発的参加」による参加者は、その活動に対する動機づけが高いということは、想像に難くない。当然、参加者の参加意欲を高めるための努力は、各施設において行われている。

また、重要なことは、対象者のどのような問題性を共通の問題性とするかということである。セルフヘルプ・グループの考えでは、本人が「問題であると感じ

ていること」、あるいは「困難であると考えていること」が、その重要なポイントとなるので、施設側が対象者の指導・教育に当たって、施設のみでそのポイントがあるとして一方的に指定する方法は、対象者が問題と感じていないことについてのグループをつくることになって、本来のセルフヘルプ・グループの目的から外れることになるので、検討を要する。

既述のように、矯正施設でのグループ編成については、セルフヘルプ・グループの一部を導入することが、効果を上げることになると考えられるので、できる範囲でセルフヘルプ・グループの長所を導入することが肝要と考えられる。したがって、対象者の選定に当たっては、参加者の自発性が尊重されるようなシステムの構築に努める必要がある。

ウ 指導職員

指導職員について、先ず、専門職の介入について考える。セルフヘルプ・グループは、本来専門職を排したグループ活動であるので、そこに専門職が関わることについては論議のあるところである。

グループワークの場合、そこで職員が果たす役割として、藤岡（1995）は、①お互いに信頼して、正直な気持ちや考えを表現し、助け合っているようなリラックスした雰囲気やグループのまとまりを作り、職員が教えるのではなく、彼らが学びあう場であるので、彼ら自身の積極的な参加と成長への動機付けを促進すること、②グループが個人の成長にとって役立つよう、その力を最大限に引き出すとともに、適切な方向づけを行うこと、の二点を挙げている。この考え方は、職員には単に指導者として知識を伝えるということだけではなく、グループを適切な方向に導く役割があるということで、ワークショップ等のファシリテーター（支援者）であるとの考えと共通する側面があると見られる。

すなわち、職員は、基本的にリーダーとして位置付けられていることが分かる。

しかし、施設で行われているグループワークにおける職員の役割と、セルフヘルプ・グループでのミーティングにおける職員の役割とは異なることを留意する必要がある。すなわち、セルフヘルプ・グループでは、職員にリーダーとして役割を担わせないという点である。ファシリテーターとしての役割を担う部分であっても、リーダーとはならないということである。

とは言っても、矯正施設において、指導職員にリーダー的な役割を担わせない場合には、グループの動きがマイナスの方向へ動き出したときに、その力をコントロールすることが難しくなるであろうという懸念が生じる。病院等の臨床現場でもフリーディスカッションにおいて、効果にマイナスの影響を及ぼすアクティンクアウトが生じるケースがあるという報告があり、矯正施設においても職員が

リーダー的な役割を担わないと、病院等と同じようなことが起こりうると考えられる。この面の懸念を少なくする工夫として、先に考察した「言いつばなしの聞きっぱなし」の機能を考えてみたい。

「言いつばなしの聞きっぱなし」において考えられるテーマとミーティングの方法を検討して、工夫する必要がある。

エ 具体的方法

現時点において、矯正施設でセルフヘルプ・グループ的な活動の長所を導入するとすれば、その「言いつばなしの聞きっぱなし」の方式を導入して、各セッションごとにテーマを設定して、これを実施することであろうと考えられる。

この場合、テーマの設定は、民間のセルフヘルプ・グループで実施している「12ステップ」に準じたかたちをとるよりも、限られた実施回数の中で、より適切なテーマを選定する方がよいと考えられる。「12ステップ」の効果は、同じテーマについてのミーティングを数多く重ねることにより、それぞれの対象者は、そのテーマに応じて、考えが深まって行くものであることを考えると、施設でこれまでに行ってきた各種指導や課題作文のテーマから、適宜、適切なものを選び出して実施する方法が現状では実施可能であろう。

例えば、薬物やアルコールなどの依存症への取り組みについては、「12ステップ」では効果的なテーマ設定をしているので、これを対象者の参加の経過に合わせて、柔軟に変更、修正して、応用、発展させていくことが必要である。

セルフヘルプ・グループの効果としてのサバイバル・モデルでは、「あるがままの自分を受け入れる」という観点が重視されるが、矯正施設に収容される原因となった犯罪、非行の関わりについて、それ自体を文字通り認めるということは、犯罪、非行を行ってきた自分をそのまま肯定させることになり、非行性の除去、犯罪性の除去という矯正の目的とは相反する。セルフヘルプ・グループの長所を生かすためには、参加者自身が問題として感じたり、悩んでいることをテーマとして取り上げることが必要である。社会復帰後には、職場に定着することや、家族との関わり方や交友関係をよりよく保つこと等をテーマとしてあげることができると考えられる。したがって、その導入については、当面、民間で実績のある薬物やアルコールの依存症の取り組みを中心に、矯正施設において実績を積み重ねてその効果を検討して充実化し、さらには、将来、いろいろな環境が整えば、虐待やその他の犯罪・非行の問題性についてもこれらの知見を応用していくことが可能であると考えられる。

これらに関連して、「グループ「職業問題」進行案」（表4）に挙げた実施要領等を参考に供する。

表4 グループ「職業問題」進行案

	進行内容		ポイント
導入	ミーティングの参加姿勢の朗読	「ミーティングの参加姿勢」(注)を何名かで振り分けて、朗読する。	事前にテキストに「ミーティングの」参加の姿勢を印刷して渡して、参加者全員で毎回、朗読して、確認する。
展開1	テーマの提示	職場に関わることについて、テーマを作成し、1セッションごとに、そのテーマを提示する。 例えば「職場での人間関係」「上司との接し方」「後輩との接し方」「転職や退職するとき」「職場での嫌なこと」「職場に定着するためには」「仕事探しの苦労」「人間関係の工夫」など。	テーマ作成に当たっては、事前に参加者に対してアンケート等でふさわしいテーマを徴する方法もある。
展開2	発言	順次、テーマに応じた内容を発言し、発言は「言っぱなし」「聞きっぱなし」で行う。発言者は最初に「〇〇(名前)です。よろしくをお願いします。」と言い、他の参加者は「〇〇さん、よろしくをお願いします。」と応じる。 発言が終了したら、他の参加者は「ありがとうございました」と言う。	基本的にはテーマに沿った内容を発言することになるが、テーマから外れても問題としない。自主的な発言、参加が基本であるので、発言を促すことはしても、発言を強制することはない。
まとめ	まとめ	最後は全員で次の言葉を唱えて終了する。「今日学んだことを自分の生活に生かします。今日発言してくれた皆さんに感謝します。」	参加人数にもよるが、10名程度の参加で、おおむね1時間から1時間半の実施時間だと思われる。実施についての感想等は、事後に各自に感想文等でまとめさせることとする。

注)「ミーティングの参加姿勢」①私たちは自分自身の成長を第一に考えます。②仲間とともにミーティングで学び、実践していきます。③自主的にグループの運営を手伝うように心がけます。④仲間を理解し勇気づけ励まし、共に歩みます。⑤初めて参加した人を大切に、その人に配慮のあるミーティングを行うようにします。⑥ミーティングでの仲間が話した事柄や、その内容については絶対に口外しません。⑦ミーティング中に仲間の話に反対意見を述べたり、論争したりせず、自分の問題に対して取り組み、自分自身のことを話します。⑧できるだけ、ミーティングに積極的に参加し、自分を変えていく努力をします。

オ グループの編成

グループの編成は、メンバーを変えずに一定の期間実施する固定参加方式と、メンバーを順次変えて実施する流動参加方式とがある。いずれの方法にも一長一短があるが、セルフヘルプ・グループ的な関わりの場合は、流動参加方式が効果的であると考えられる。これは、先の「12ステップ」の効果において述べたように、セルフヘルプ・グループ的な機能では、参加者同士が「言っぱなしの聞きっぱなし」の中で学んでいけるからである。

それぞれの方式について検討する。

(ア) 固定参加方式

矯正施設のグループワークの現状は、メンバーを固定して、週1回1時間、合計10セッション程度で実施しているところが多い。この方式は、メンバー間が固定していることから、回を追うごとにメンバー間の緊張感が少なくなること、また、発言することに対する抵抗感も少なくなってくることも認められている。

さらに、メンバーを固定して、全セッションが終了した後に、メンバーを入れ替える流動参加方式をとれば、一つのテーマに1回しか参加できないことになり、深まりはそれほど望めないことになると考えられる。こうしたマイナス面を克服するため、グループワークの最初の方でのセッションでは「言いつばなしの聞きつばなし」の方法をとって、そのときの状況を見ながら、討議形式に変えていくという工夫が必要であろう。

また、メンバーを固定し、参加者全てが同じスタートラインから始まるとなると、メンバーだけで成長していくことは難しいので、職員も含めた積極的な介入や話し合いが持たれて、様々な角度や見方により、自分を見つめられるように工夫しないと、成長の格差はそれほど大きくなることが予想される。

① テーマの設定

テーマの設定は、グループの対象者に共通するものを提示する必要がある。例えば、参加者に事前に「自分が問題としていること」、「考えていること」などを聴取して、その中からテーマとしてふさわしいものを選んで、組み立てていくという工夫が必要である。

② 実施の要領

実施は、テーマを選定し、そのテーマについて順番に「言いつばなしの聞きつばなし」で行う。基本的には参加者全員が何らかの発言をすることとなるが、発言時間の長短については、特に定めない。また、どうしても発言したくない者については、発言を強制しない。

発言の最中には、他の参加者は発言をしない。また、他の参加者の発言についての意見も求めない。参加者の発言が終了した段階で終了する。

ダルク等では、参加者の発言の前に、事前に準備していた資料に基づいて、その日のテーマに関わりのある部分について読み上げて、司会者がそれについて若干の補足説明をして、その後、順にメンバーが発言をしていくというかたちをとっている。

③ 実施の方法

1回のセッションの所要時間は、参加者の数にもよるが、1時間から1時間半程度であることが望ましい。その理由は、他の参加者の話を集中的に聞く時間としては、それ以上の時間は負担が大きいと考えられるからである。参加人数は10人程度が適当であると考えられる。

(イ) 流動参加方式

テーマの設定、実施の要領、実施の方法ともに、基本的にはメンバー固定参加方式と同様で構わない。ただし、メンバーが随時入れ替わり、ミーティング

に参加する回数の差異が出てくるので、「言いつばなしの聞きつばなし」の方法を維持する必要がある。討議形式を入れることによる効果もあるとは考えられるが、先に検討したように討議でなく、「言いつばなしの聞きつばなし」であれば、新しい参加者にとっても、何回も参加した者にとっても、参加する意義は十分に感じられる。具体的な実施方法にもよるが、同一参加者が同じテーマで何回か発言できることによって、考えの深まりや変化を期待できる。

人数としては、1時間から1時間半の時間で終了することを考えると、10人から15人が適当である。それ以上の人数であると、「言いつばなしの聞きつばなし」の効果があるとしても、聞く側の集中力を維持することが難しいと思われる。反対に、人数が少ないと討議は行わないので、発言の回数、分量や内容等が少なくなると考えられる。

カ 留意点

民間のセルフヘルプ・グループでは、個々の機能や要素がこれまでの実績と経験を踏まえて構成されており、それが機能的に働いているのは、個々の要素がうまくかみ合っているからに他ならない。したがって、個々の要素だけを取り出して使用しようとしてもうまくいかないことが考えられる。それは、全体の構成が、個々の要素や状況を変化させるということは、ある意味で全く新しい試みを行うことになるからである。したがって、当面は、施設の実状に合わせて、できるだけセルフヘルプ・グループの機能を失わないように実施することが重要である。その実績を踏まえて、より踏み込んだ内容や更なる発展へとつなげていくことが肝要であると考えられる。

矯正施設にはすでに数多くの処遇プログラムや処遇技法が導入され、実施されており、それぞれに効果を上げている。したがって、これまでの処遇方法も生かしながら、対象者や状況に応じて、新たにこのセルフヘルプ・グループ的なミーティングの導入を検討するということが大切であると考えられる。

「言いつばなしの聞きつばなし」というルール自体には、決して野放図となるものではなく、場をコントロールする機能を持っているものであるということが出来る。矯正施設では、参加者一人一人がどのような状況で、どのような発言をしているのかということを綿密に観察する必要があるが、このルールが確立すると、職員がリーダーシップを発揮して、その場をコントロールする必要性は少なくなると考えられる。このルールを明確にして、さらに参加者にそのようなミーティング方式に納得できる意味付けを与えることで、十分な効果が期待できるものと考えられる。

2 被害者の視点を取り入れた教育

(1) 意義

犯罪被害者の苦しみについて、矯正施設がどのような関わりを果たすことができるのかということを考えると、現に収容施設にいる加害者である収容者への矯正処遇を通して、加害者に被害者の心情を理解することを根付かせ、このことを基にして、責任の果たし方について、真摯な意識を持たせることが要請されていると考えられる。この観点から、教育や指導を計画、実施して、加害者の被害者に対する意識や行動の変容を図ることが、時代の要請する矯正処遇の目標であろう。その内容は、自らが行った犯罪・非行と向かい合って自らの行動を反省させ、被害者やその関係者の心情を理解させ、今後の被害者に対しての誠実な態度や心構えを培うようにすることであろう。

被害者の視点を取り入れた教育は、こうした意義と役割を確認して、具体的には、個々の事件の態様、背景等と、加害者の犯罪性や非行性の深度の分析に立って行う必要がある。例えば、比較的被害額の少ない窃盗等については、具体的な謝罪や賠償の方法を例示して、即効性のある対応ができる処遇プログラムが必要であると考えられるし、一方、殺人等の重大な犯罪については、問題の重要性に応じたのアプローチが必要である。矯正施設で現在行っている被害者の視点を取り入れた教育は、これまで実践を積み重ねてきたものに時代の要請を加えたものである。

矯正教育に被害者の視点を取り入れることの必要性について、藤岡（1999）は、「被害者理解は、犯罪者の態度と行動を変化させるのに不可欠である。『知らない人』は非人間化しやすい。被害者や被害者の感情表現、被害の状況や結果を見れば、人としての被害者を無視するのはより困難になる。（中略）犯罪予防とは被害、搾取、差別をなくすことである。そのためには被害と加害を一つに大きな視点から考えていくことが不可欠である。」と述べている。これは、加害者が被害者を理解することによって、自己の認知や態度を変容させ、ひいては犯罪や非行の反省や、再犯予防につながっていくということと理解される。

(2) 教育の方法

被害者の視点を取り入れた教育には、二つの側面からの配慮が必要であると考えられる。直接的な被害者問題に対する課題の側面と、加害者自身が過去に受けた被害の体験に着眼をおく側面とである。もとより、この二つのことを教育や指導において明確に分けることは容易でなく、また、関連し合っている部分もある。こうした中で、加害者の方の問題性が深く、いまだ自己の問題に苦悩している段階の場合、被害者に対する課題をその段階で直接的に取り上げることは、苦悩に重ねて、その体験をよみがえらせることにもなり、導入には困難性が伴うが、これとは反対の場

合は、比較的容易なものであろうと考えられる。本来的には、加害者が被害者の心情に共感し、理解して、反省することを処遇プログラムとして履修させていくことが必要であると考えられる。しかし、全ての収容者に実施可能というわけではなく、与えられた課題を客観視できる力が備わった場合に限られると考えられる。被害者に関する情報から被害者の心情を想像できる状態であれば、自らの被害感と向き合わせる働き掛けに、それほど困難性はないのではないかと考えられる。実務上の経験から言えば、周囲の雰囲気から飲まれて追従的に行った集団暴行による傷害や傷害致死の事件、あるいは、その場で感情的になって突発的に行った事件などの収容少年の場合には、比較的、被害者の心情理解による内面の変化が見られる。

それに対して、単独で行った傷害、強姦、殺人等の少年は、被害者に対する課題を直接提示しても、自分のことに精一杯で心が動かされにくい場合がかなり認められる。彼らは、自分が被害を受けた心情を被害者のその心情と重ね合わせて、被害者に共感するというよりは、自分こそ被害者であり、加害者という意識を切り離して、あるいは抑圧して表面には見せない心理状態であるように考えられる。このような対象者には、直接的に被害者に対する課題を扱うだけでなく、自らの被害感とも向き合わせて教育、指導していく必要があると考えられる。

矯正施設の実務における処遇プログラムでは、①「事実認識」（自らの犯罪について、事実をしっかり認識させること）、②「被害者心情の理解」（被害者の心情を理解できるような資料等を提供すること）、③「被害者への影響」（自らの犯罪が被害者にどのような影響を与えたのかをしっかり認識させること）、④「具体的方策」（被害者に対してできることを具体的に考えさせること）、及び⑤「本人のケア」（加害者が自分自身の問題に取り組むための援助方法）の五つの課題がほぼ共通して必要な指導内容として挙げられている。

ア 事実認識

小西（2001）は、「殺人事件の遺族と殺人犯の間にも『和解』は成り立つことがある、という事実です。まれなことだと思いますし、長い苦しい過程を経てのことですが、和解というより、犯罪の場にどんな事実があったのかを相互に確かめるという作業は、どちらの回復にもつながります。」と、被害者に対する課題においても事実を確認させることの重要性を述べている。さらに、「次に社会に出たときに同じような犯罪をしないということがはっきり意識されるためには、少なくとも自分のしたことについて、きちんと知ることは重要なことではないか」と述べ、事実をしっかり認識することの重要性を述べている。処遇場面においても、まずはこの事実認識をさせることが収容者に対する働き掛けの基本となると考えられる。

イ 被害者心情の理解

法務総合研究所（2000）の「犯罪被害に対する加害者の意識に関する研究」での「被害者に与えた被害と影響に関する認識」において、犯罪被害に関しては、被害者それぞれの状況により、一概に被害の程度を測ることはできないが、男子受刑者の場合、「被害者にどの程度の被害を与えたのか、知っていますか」という問いに対して、81.5%が知っていると答えているが、「被害者に精神的な被害を与えましたか」という問いに関しては、「与えていない」が15.3%、「与えなければ、小さい」が21.5%、「わからない」が25.3%という回答になっている。また、同所の「犯罪被害の実態に関する調査」（2000）において、被害者に事件によって受けた精神的影響の有無を尋ねているが、罪種に関わらず、80%を越える被害者が何らかの影響を受けたと答えている。

このような回答から、加害者の多くは、被害者の心情についての思いが乏しいことがうかがえる。なお、実際の処遇場面では、加害者である収容者は、「被害者の方は、加害者である自分に会いたくないと思っているから、謝罪に行かない方がいいのだろう」という考えを述べることもあり、自分にとって都合のいい理由をつけて被害の矮小化を図っているのではないかと考えられる。しかし、その一方、矯正職員は、加害者である収容者の多くが、被害者の心情を表したVTRの視聴や手記を読むことによって心を動かされる場面も多く目にしている。

また、松田（2002）は、これら法務総合研究所の研究を受けて、「被害者等の気持ちを実際に聞いたことがあるかどうかより、被害者の気持ちを詳しく知りたいかどうかによって、被害者等に与えた影響、責任の所在等の認識が異なる傾向にある。被害者の気持ちを詳しく知りたいと思う者は、被害者等の気持ちを実際に聞いたことがあるかどうかに関わらず、『すべて自分に責任がある』とし、被害者等に対して申し訳ないと思い、被害者側から厳しい見方をされていると認識しており、実際には謝罪をしていないが謝罪の意志を持っているといえる。」と述べている。

このことを踏まえると、被害者の心情を理解させるために、矯正施設で実施されている手記の講読、ゲストスピーカーによる講演、犯罪被害者関係のテレビ番組やVTRの視聴等は、加害者に被害者の心情を理解させる働きがあると考えられる。

ウ 被害者に対する影響の理解

一般に、加害者は、まず、犯罪の被害者が共通に感じ、考えるであろうことを感受することができることによって、自らが関わった犯罪の被害者の心情を個別に理解できるようになると考える。その前提としては、自らの犯罪の事実の認識が、しっかり整理されていなければならないであろう。ただし、加害者本人が自

分が起こした犯罪の被害者への影響について考えることは、個別的、具体的に自らの犯罪の被害者と向き合うことが求められるから、第三者が感じるよりも心的な負担の大きい作業だと考えられる。被害者の視点を取り入れた教育のグループワーク等を通して、加害者がより客観的に自らの行動について認識することがある。民間において、DV⁽¹⁾加害者に対するプログラムの実施内容を見ると、グループワークにおけるケーススタディとして加害状況について報告し、その報告をグループの参加者での話し合い、どのように解決していくべきかという作業等が行われている。

エ 社会復帰を見通した被害者への対応

矯正処遇の目的である社会復帰の観点からすると、加害者に対しては、被害者への謝罪や賠償などの具体的な方法について、十分考えさせる必要がある。反省が相当に深まっても、それが被害者や社会に認められるかたちにならなければ、社会復帰の条件は厳しくなる。反対に被害者への謝罪や賠償がなされたとしても、重大犯罪であれば、被害者の感情は、容易には癒えないであろう。

オ 本人のケア

加害者が自分と真摯に向き合い、被害者の心情を理解するようになればなるほど、加害者自らの心的な負担は大きなものとなる。特に、少年など自我が十分発達していない者にとっては、自分一人でこのことを行うには困難が伴う。このような場合には、グループワークなどで同じ苦しみを分かち合いながら進むという方法や、心理的なサポートを行う専門家（法務教官を含む。）によって道筋を示していくことなどが必要である。

カ 加害者の被害体験と被害感

被害者の心情を理解させるためには、加害者に被害体験がある場合は、その被害感に着目させる必要がある。もし、本人自身に大きな恨みやねたみ等があれば、他者の心情を理解することは到底難しい。仮にでも、「自分もこのようにひどい目にあっているのだから、相手が苦しんでも当然」といった心情があるとすれば、これをどのように変化させていくのかということは、重要な問題である。

「本研究の（その1）」で述べたとおり、法務総合研究所（2001）が行った少年院在院者の児童虐待の被害経験に関する調査によれば、約70%の少年が「被害体験がある」というデータが出ているが、これに関連するものとして、藤岡（2001）が述べているように「暴力の再生産過程—被害と加害の円環」から、その被害体験を丁寧にすくっていくことが必要であるという意見もある。これは、加害についての言い訳を与えるということではなく、加害者の被害感情を手当てすることにより、被害と加害の関係における円環を断ち切るということである。

(3) 民間のプログラム

矯正施設の被害者の視点を取り入れた教育に関連して、民間において実施され、矯正施設の処遇で参考になると思われるのは、DV 加害者の変容プログラムであろう。山口（2001）は、アメリカにおける DV の加害者に対する教育プログラムを紹介しているが、DV は、「家庭内の問題ではなく、犯罪である」とされており、そのような犯罪行動を変容させるプログラムとして位置付けられている。

同プログラムの内容は、①暴力とは何かを学ぶ（暴力のサイクル、パワーとコントロール）、②刷り込まれた男らしさ、女らしさの誤りについて気づく、③暴力的態度・行動を変えるために学ぶ（怒りのサイン、ストレスをもたらず考え、タイム・アウト、ストレス・マネージメント、アンガー・マネージメント、アイ・メッセージ、感情の発見）、及び④良い関係を築くために学ぶ（率直な話し方を学ぶ、相手を理解しようとする聞き方を学ぶ、ポジティブなセルフトークを学ぶ、有効な問題解決の仕方を学ぶ。）という四つのパートから成り立っている。これらの内容を1回2時間で、週1回、1年（52週）かけて実施するものである。

日本においてもこれを山口が実施しているが、プログラムの基本的な内容は同じである⁽²⁾、⁽³⁾。このプログラムにおいては、「何故、暴力が起こるのか、その働きを分析し、暴力の種類についても、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的なものを含めて暴力であるということについて学ぶ。そして、暴力のサイクルについて、緊張、暴力、ハネムーンの三つのステージが繰り返されていくこと、パワーとコントロールについては、「パワーとコントロールの環、平等の環」（図1）のようなパワーとコントロールの環を示し、その内容を具体的に提示するとともに、それと相対する平等の環を示して、非暴力的な言動が本来どのようにあるべきか」を説明している。

なお、このプログラムでは、男らしさ、女らしさの価値観がDVを促進すると考えて、男が女より優れているという刷り込まれた考えが誤っていることについても、説明している。

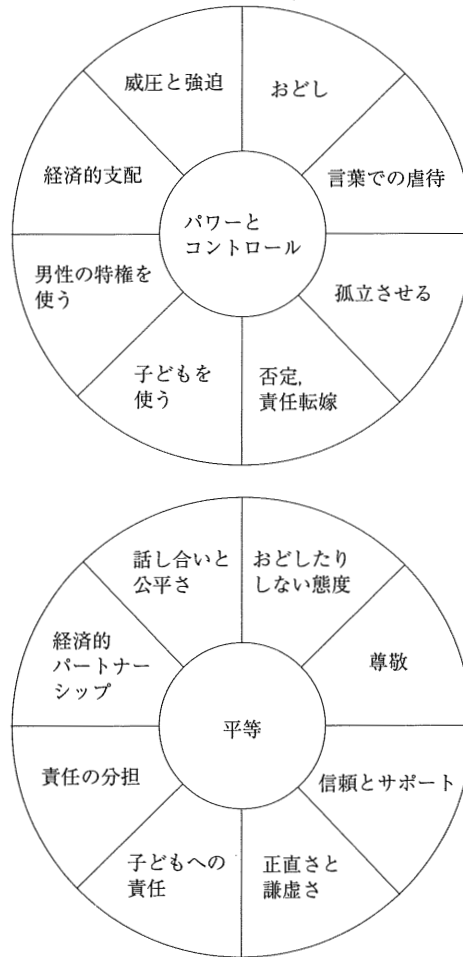
また、暴力的態度や行動を変化させるための対策として、さらに具体的に、「暴力的態度・行動を変えるため」（表5）のような内容を学んでいくものである。プログラムが進む中でパートナーとのより良い関係を再び築かせ、DVを行っていた時のような関係に戻らないための方法を学ばせる。つまり、実際のDVの場面を思い出させ、そのときの状況を参加者が記録したものをグループワークの中で検討し合いながら、同様な状況になった場合、どう対処すべきかについて話し合う。このようなグループワークを通して、より具体的な対策を学んでいくことができる。

(1) Domestic Violence：家庭内の様々な形態の暴力。日本では配偶者等からの暴力。ここでは、特に夫から妻への暴力という意味で用いている。

(2) アウェア (aware) <http://www.aware.net.com>

(3) 公開講座「DV 被害者の心理と変容」朝日カルチャーセンター 2003年10月21日、11月4・18日実施

図1 パワーとコントロールの環, 平等の環 (山口, 2001)



ドメスティック・アビューズ・インターベンション・プロジェクト ドゥルース ミネソタ州より

表5 暴力的態度・行動を変えるため (山口, 2001の内容から)

怒りのサイン	感情の大波が押し寄せてきたとき, 心拍数が増す, 顔が赤くなる, こぶしを握るなど自分のからだがどう反応するか気づく。
ストレスをもたらす考え	自分の感情を人のせいにして責めるようなとき。相手に焦点を当てて否定的なことばかり考えるのをやめる。
タイム・アウト	怒りのサインに気づき, ストレスをもたらす考えをもち始めたら, その場を離れ, 1, 2時間頭を冷やし, 心を落ち着け自分を見つめる。
ストレス・マネージメント	ストレスが怒りを産み, 暴力につながることもあるので, ストレスを見極めて対処する。
アンガー・マネージメント	怒りを感じたとき自分がどうなるかを知るために, 怒りの日誌 (アンガー・ログ) をつける。
アイ・メッセージ	相手のことを責めるようなことは言わないで, 自分の気持ちに焦点を当てて話す。
感情の発見	感情発見 (フィーリング・ファインダー) と呼ばれるチェックリストを用いて, 自分の感情に気づき, その感情を表す言葉を学ぶ。

3 アドベンチャー・ベイスド・カウンセリング（Adventure Based Counseling：ABCと略称されている。）

(1) 機能・構造

アドベンチャー・ベイスド・カウンセリング（以下、「ABC」と言う。）は、「体験学習と野外教育，そしてグループカウンセリングの手法を統合したもので，グループワークを実践しているあらゆる現場に適応できる具体的な方法である。」（プラウティら，1997）と定義されている。また，ABCは，プロジェクト・アドベンチャー（以下，「PA」という。）のプログラムでもある。PAは，冒険教育をベースにしてアメリカで設立されたものであり，日本においては，プロジェクト・アドベンチャー・ジャパン（PAJ）が，PAのプログラムを実施している。

ABCの主たる目的は，「自己概念の向上」にある。自己概念が向上することにより，自己を高く評価するようになり，人間関係や仕事において困難に立ち向かおうとする自信がもてるようになると考えられている。ABCではそのプログラムを構成する基本的要素を六つ挙げている。その六つの基本要素とは，①「信頼関係の確立」，②「ゴール設定」，③「チャレンジ／ストレス」，④「至高体験（Peak Experience）」，⑤「ユーモア／楽しさ（Fun）」，及び⑥「問題解決」である。

人と人との関わりにおいて，信頼感は欠くことのできない要素である。「あらゆるセラピューティックな関係が信頼関係をベースに機能している。冒険プログラムによるアプローチの長所は，信頼関係を『実践する』原理が備わっているということでもある。」（プラウティら，1997）と述べられている。それはアクティビティ⁽¹⁾を経験することで，実体験としてよく理解することができるからであると考えられている。PAでは「擬似的に”信頼感”を得られる状況が設定されている，例えば，ハイエレメント⁽²⁾を用いたアクティビティであるキャットウォーク⁽³⁾は，命綱のロープを仲間が支えている状況で10メートルの高所に上がって活動するものがあるが，命綱のロープを仲間が支えている状況で⁽⁴⁾仲間がそのロープを手放せば，自分がすぐに危険な状況に陥るということが実感できる。つまり，「仲間が支えられてくれているから，自分は安全だ。」という感じが持てるのである。そして，この時のこの状況での，“自分の感じ”を「信頼」という言葉と結び付けて概念化を図るわけである。

ABCの活動においては，このようなハイエレメントを用いるだけでなく，リーントラストやトラストフォールなどのアクティビティ⁽⁵⁾を用いることで，「相手に身を委ねる」という経験と「信頼」とを結び付けることが行われる。そして，その先ではハイエレメントを用いることで，危機感，恐怖感を伴った危機的な経験をビレイヤー⁽⁶⁾として支えてくれる仲間を感じるということが「信頼」と結び付けられる。

また、ハイエレメントでは、自らの可能性を試すためのチャレンジも行われる。

さらに、例えば、コミュニケーションについて学ぶアクティビティでは、複数の参加者に対して「声を出さずに、誕生日順に並んでください」というような課題設定を行う。参加者は、言葉を用いずに身振りなどを用いてその課題を解決していくことになるが、そのことを通して、コミュニケーションとは、言葉で表現されるものだけでなく、表情や身振りなどその他多くの情報を通して行われるものであることを実体験から学ぶことができる。

こうしたことが、いわゆる通常のレクリエーション活動と異なるのは、このような体験的学習を体験だけで終わらせるのではなく、その実体験を考えや概念と結び付けることが行われていることにある。そのためにアクティビティの前後に「ブリーフィング (Briefing)」と「ディブリーフィング (Debriefing)」が行われる。

この「ブリーフィング」には、①リーダーがグループに伝える情報 (指示)、②グループ全員が分かち合う情報という意味があり、これから実施するアクティビティに対するレディネスを高め、目標を確認するものである。また、「ディブリーフィングは、評価するということである。グループの全員がそれぞれ自分の成長に必要な情報を受け取る機会である。ディブリーフィングでは指示的なこともあるが、一般的にはグループの成長過程を考慮しながら、今行った活動を題材にして話し合いを行う。」(プラウティら、1997) ことと定義されている。

この活動の流れの実際を説明することは、はじめにブリーフィングで活動全般に対する説明や注意が行われ、参加者同士でその活動に対しての共通理解を得る。その後、アクティビティを実施して、参加者は様々な経験を体感する。そうして体感したものをディブリーフィングを通して概念化していくという作業が行われる。ディブリーフィングでは、自らの感じたことだけでなく、他の参加者の感じたことや、自らが他者からどのように見えていたかということが重要になる。そのようなことが、他の参加者からのフィードバックで行われることで、自己概念が変容していくのである。

これについては、「ジョハリの窓 (Johari Window)」を用いての説明がなされる (Luft, 1969)。ジョハリの窓では、①他者に知られている自分 (Known to Others)、②他者に知られていない自分 (Unknown to Others)、③自分で知っている自分 (Known to Self)、及び④自分で分かっていない自分 (Unknown to Self) の四つの要素を持って自己概念と自己理解を説明し、「Johari Window」(図2) のように四つの枠を設定している。すなわち、他者からの意見 (ask: feedback) と自分の表明 (tell: disclosure) により、自己理解の枠 (open) が広がっていくことで、自己概念が変化していくと考えられている。

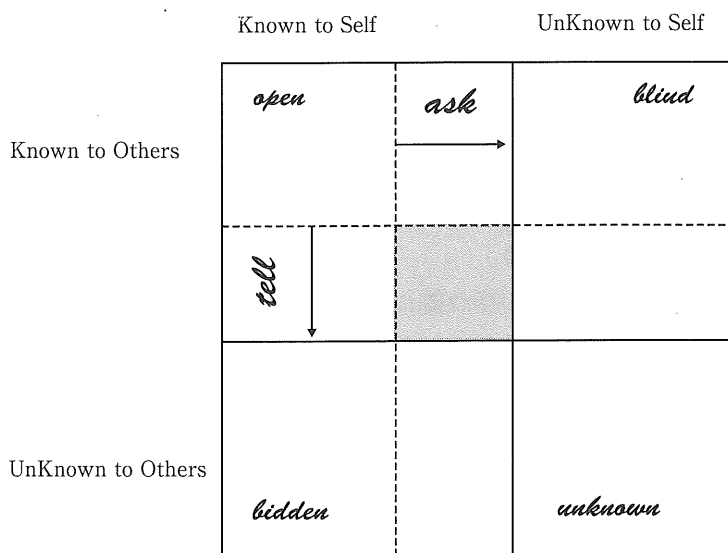


図2 Johari Window

ここでの学ぶということとは、知識を付与することだけでなく、経験を通して知識を再構築することと捉えられている。体験的な学習を通じ、さらにその経験についての他者からのフィードバックと自己開示により、経験を学びに変えていくということである。例えば、「信頼」を学ぶ場合に、経験や体験と「信頼」という言葉（概念）が結び付き、信頼感の重要性が理解できることになるというものである。

ABCで準備されている各種のアクティビティは、その活動を通して、試行錯誤による学習の体験ができるように組み立てられている。また、それらのアクティビティは対象者の成長に合わせてファシリテーターが課題を選び、個人や集団の成長を促すことができる。つまり、その個人やグループの課題達成状況を見極めながら、ファシリテーターは課題設定を行うことになる。

(2) 効果

ABCのプログラムを実施しているPAは、元はOBS (Outward Bound School) (7)の冒険教育から端を発したものである。アメリカにおいては、少年の更生プログラムに冒険教育が用いられている実績がある。例えば、ミネソタにおいて「シスルドゥー・キャンプ (Thistledew Camp)」(8)が実施されている。これは、罪を犯した少年の矯正に関する自然環境プログラムの実例で、その内容として、冒険性の高い自然環境サバイバル・プログラムを用いて、個人の自信を醸成し、指導能力を高め、集団的努力の大切さを教えることをねらいとしている (ローレンス, 1999)。しかしながら、冒険活動には危険を伴うことも多く、このことから多くの教育の場から冒険的な要素が失われてきた一端もうかがえる。このことについて、

林 (1997) は、「冒険活動には人を育てるために有効な性質がいくつもある。ただし、その度に人が死んでいたのでは困る。子どもたちにとっては大冒険と思えるようなことを安全に行うことによって、冒険活動の持つ優れた性質を人間教育に生かそうとするのが、プロジェクトアドベンチャーの基本的な考え方である。」と述べており、PA における ABC のプログラムは冒険的な要素は残しながら、安全性を確保した教育活動であるといえる。

また、林 (1997) は冒険活動の持つ優れた特性として、①自分の身を危険にさらすのでお互いの協力がどうしても必要になること、②仲間とともに一つの目標に向かって努力することにより「共通の場」を作ることができ、より深い人間関係が形成されること、③成功したときの達成感により自尊感情が高まること、④冒険というせっぱ詰まった状況では人は本音でぶつかり合うこと、及び⑤競争ではないので力のない子を切り捨てるのではなく、目標に向かって、その子の力をみんなで補うという「やさしさ」が自然に生まれることを挙げている。

ABC のプログラムが非行や犯罪行動の変容にどのような効果があるのかということについては、アメリカのニュージャージー州とジョージア州において、裁判所からの青少年委託プログラムとして、少年犯罪者に実施した事例が紹介されている (プラウティら, 1997)。

PA では、少年の反社会的な行動 (暴力事犯や暴走行為等) について、「犯罪を犯す若者たちは、喧嘩、自動車窃盗、放火など、非常に高いリスクにチャレンジした結果、裁判所に送られてくるが、この少年たちの大半はチャレンジをしていないわけではない。実はアドレナリンが発生するような過激な活動を頻繁に行っているのである。ただ残念なことに社会的に認められるチャレンジに挑戦し、そこで意味を見つけ、そこから何かを得るという方法を知らないのである。」(プラウティら, 1997) と考える。それは、彼らが持っているエネルギーをプログラムの中に組み込まれたアクティビティによって、社会適応的な行動に変容させるということである。このような考えを前提にすると、ハイエレメントを用いて恐怖心に打ち克つ新しい挑戦をすることは、その人自身が持っているエネルギーを向社会的行動に結び付けることになる。また、グループを通してアクティビティが設定されるため、どのような活動であっても自分一人でするわけではないということが確認でき、そのための他者と関わることの重要性を学ぶことができる。

(3) フルバリュー (Full Value)

Schoel ら (2002) は「Exploring Islands of Healing : New Perspective on Adventure Based Counseling」の中でフルバリューについて説明している。

PA のプログラムでは、“Full Value and Behavior” という考え方をを用いて、プ

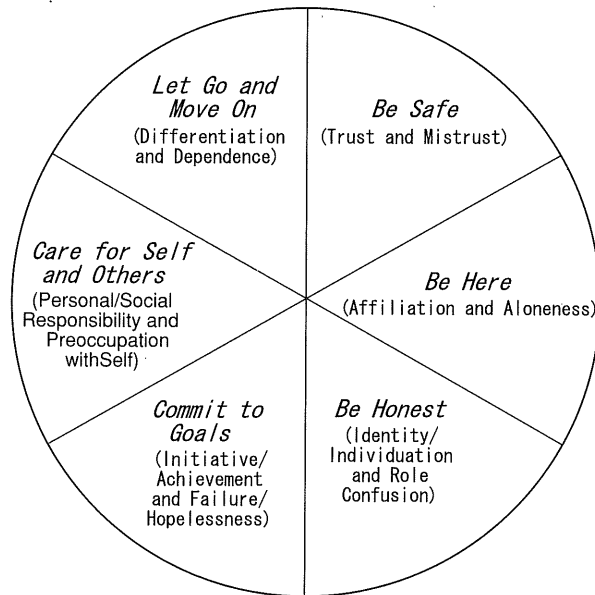


図3 Full Value and Behavior

プログラム参加の前提として、参加者には基本的なルールとしての「契約（フルバリューコントラクト）」が交わされる。それは「グループのメンバーの努力を肯定的にお互いが評価する」という約束である（プラウティら，1997）。そのフルバリューの要素とそれに伴う行動は、「Full Value and Behavior」（図3）で表されている。

それらの要素は、① “Be Honest（正直に）”，② “Commit to Goals（目標設定）”，③ “Be Here（今ここで）”，④ “Let Go and Move on（こだわらずに前に進む）”，⑤ “Be Safe（安全に）”，及び⑥ “Care for Self and Others（自分と他人を大切にする）” という六つのセクションからなっている。

これについて、Shoelは講演会⁽⁹⁾において、「円グラフの“Be Here”を見ていただきたい。“Be Here”のセクションで“Affiliation and Aloneness（親和，協調的かつ主体的）”と書いていますが，協調的は人と関わるということになります。かつは，andです。主体的はalone一人で，自分自身でいる能力ともいえます。…（中略）… “Be Here”を促したいということであれば，“今ここに”という性格を持っている活動を選んで，“Be Here”を促進します。ですから，お説教をして，そのことを教えるよりも，活動でここにいないといけないということを教えることができます。」と，“Be Here”というフルバリューの要素をどのように対象者に学ばせるかということについて述べている。つまり，「単にその必要性を相手に説明するというのではなく，必要性を実感できる体験や活動（アクティビティ）を実施することが有効である」と述べている。

さらに続けて、「“Commit to Goals (目標に向かう)” ということです。『目標を作る、何かに向かって』ということを示しています。『何かをしよう』ということもあります。そこには達成できる可能性、失敗する可能性もあります。我々の文化（アメリカも、日本も）の焦点は、成功に当てられています。一方で、どう失敗するかということに関しては触れられていません。失敗するべきではない、もしも、失敗したら悪いこと、成功したら良いことということになります。だが、人生ではそうは行きません。人生というのは失敗の連続です。私たちは過ちを犯す存在です。誰一人完璧な人はいません。問題も犯すし、悪いこともします。… (中略) …例えば、薬品というのは人の役に立つこともあるし、一方で、自分たちの環境を蝕むこともあります。私の息子は、漁師ですが、もしも獲り過ぎてしまうとお金にはなり、食べたい魚は手に入りますが、5年後には魚がいなくなってしまう。達成することは、必ずしもいつもいいわけではなく、失敗はいつも悪いこととは限らないです。我々は難しい世の中に生きています。」と、一つの価値観にとらわれないことの重要性について述べている。

PA においては、人間関係におけるコミュニケーションのスキルも重要であるが、その前提・土台となる関係を重視する。フルバリューという概念には、それがあらわれているのである。フルバリューによって、人と人との関係の土台ができ、そこから互いの成長を促すための働き掛けが生まれてくるというのが基本的な考えである。

(4) ロープスコース⁽¹⁰⁾

ABC のプログラムを含む PA を実施するに当たっては、ロープスコースを用いることが多い。ロープスコースは、「グループ内の協力関係を高めるとともに、達成感を味わうことができるように工夫された障害物コースのことである。ロープやワイヤーで作られている。野外に設置するときは樹木や丸太を使い、屋内では壁や梁を使ってコースを設置する。」(プラウティら, 1997) とされている。また、「外見はフィールドアスレチックと似ている。フィールドアスレチックとの大きな違いは、すべて仲間と協力しなければできない活動であるという点である。また、難易度についても、一見不可能ではないかと考えられるような冒険性の高いものとなっている。」(林, 1997) とされている。これらロープスコースのアクティビティをエレメントと呼ぶ。先に述べたようにエレメントを用いることなしに、活動を行うことも可能であるが、エレメントを用いることによって、より多彩で内容豊かなグループワークができる。ロープスコースは、①ハイエレメント、②ローエレメント、及び③イニシアティブの3種類に大きく分けられる。

ハイエレメントは高さ約6～10mに設定され、安全ベルトとロープでグループのメンバーに安全を確保してもらいながら行う。一人で挑戦するプログラムでは、

高さへの恐怖心から強烈的な自己とのかっ藤に出会う。また二人で挑戦するプログラムもあるが、そこから得る信頼、達成感などは日常では経験しがたいものである。例えば、地上から30センチメートルの高さで行うアクティビティと、地上10メートルの高さで行うアクティビティは、内容が同じであったとしても、人間の感情として同じではありえない。地上10メートルでは、まず、自らの恐怖心と向き合うことが求められ、さらに活動を行うためには、一緒に活動する参加者に対しての信頼感がなければ、活動を続けていくことは困難になる。

このことを象徴するように、研究担当者が参加した活動の中でハイエレメントを実施した後のディブリーフィングでの参加者の感想として、「もし自分のロープ（命綱）を機械が支えていたとすれば、恐怖心に打ち克って、次のレベルにトライする勇氣は生まれてこなかった。下で支えている人、一緒にトライしている仲間がいたから達成できた」と述べられたことが印象的であった。つまり、同様な危険を感じる活動であっても、それは参加者にとっては、遊園地の遊具とは異なる意味付けがなされるのである。

ローエレメントとは、低い位置に設置されたコースである。プログラム中は「スポッティング」といってグループのメンバーがお互いに体で安全を確保しながら挑戦する。コミュニケーションが必要なプログラムであり、徐々に信頼関係が形成されていく。

これらの活動は、「チャレンジ・バイ・チョイス（Challenge by Choice）」と呼ばれ、活動への参加を自ら選択できるが、活動に参加しない者も役割が失われるわけではない。活動を行わない参加者は、他の参加者の活動を支える役割（スポッティングやビレイヤー）を付与される。

イニシアティブは、与えられた課題を仲間と共に工夫して協力しながら解決していくものである。課題を解決していくには仲間との話し合いが必要であり、その実行には全員の意思が統一されなければならない。挑戦と失敗を繰り返しながら他者との関わり方を学ぶ方法である。言葉を発しないで、誕生日順に並び替えを行う課題などは、これに当たる。

学習を促すための道具として一般に教具や教材を用いるが、PAを実施するに当たっての教材教具は、このエレメントがそれに相当すると考えられる。したがって、対象者や、集団の課題達成の状況や、あるいはその目標によっては、各種のエレメントを用いることがよい。

(5) 実際の活動

ABCに参加した活動状況は、「ABCの実際」（資料1）のとおりである。資料1は、4泊5日のプログラムで約70のアクティビティ（「○」印のものがアクティビ

ティを示す。)を実施している例である。このときのプログラムの組み立ては、1日を午前、午後、夜間の3セッションに分けて実施された。一つのセッションの構成としては、①ブリーフィング(事前準備、説明)、②アクティビティ(体験的活動)、及び③ディブリーフィング(活動の振り返り、話し合い)が大きな枠組みである。さらに、②のアクティビティは、様々な組み合わせによって実施されていく。

具体的には、①ブリーフィングで「コミュニケーションについて」というテーマを提示し、②アクティビティでいくつかの活動を組み合わせて、最終的にイニシアチブ(グループ全員で挑戦する問題解決プログラム)のアクティビティを実施する。そして、③ディブリーフィングで実際の活動を通して、コミュニケーションについてどのように感じ、各アクティビティの中で、そのように実践していたのかについて話し合っていく、という組み立てになる。

矯正施設においては、レクリエーション指導や体育指導において活動的な体験学習を実施している。諸活動を通して、どのような指導上の課題を焦点化させて、それをプログラムとして組み立てていくのかということが、今後重要になる。

そういう点から考えると、ABCのプログラムは、ハイエレメントなど特別の器具を用いるアクティビティでなくても、その効果を十分得られると考えられる。そのためには、指導職員に経験と知識が必要となるので、導入に当たっては、まずは、実際のファシリテーター経験のある指導者に施設内で実施してもらいながら、より矯正施設の課題に適合するプログラムの作成を検討していく必要がある。

プログラムは1回のみ活動ではなく、さらに引き続いて活動を深めていくことができる。実際の活動の中では資料1のように午前、午後、夜間と活動が積み重なっていくのである。一つ一つの活動は、「活動の状況」(図4)で示されているサークルのように動いていくので、ファシリテーターは、参加者がそのサークル内のどこでどのように感じ、どんなことを気付いたのかを明確にしていきながら、グループ内でそれらについて共有し、そして、さらにどのようなアクティビティがこのグループに必要なのかを検討していくこととなる。

さらにその個々のアクティビティと大きな全体の流れを関連付けて、ディブリーフィングをするための活動の区切り、もっと全体の大きな流れを考えて検討する、組み立てていくことになる。重要なことは、参加者個々の活動に対する目標と、グループ全体の目標とを如何に一致させるかということである。参加者自身が、その活動に何らかの目的をもって参加しているとしても、それが全員ばらばらでは、十分な効果を期待することはできない。もちろん、一方的に目的を押し付けるだけでは、参加者の活動に対する動機付けは下がる。したがって、参加者の目標とプログラムの目標を一致させるための活動の組み立てが重要になる。

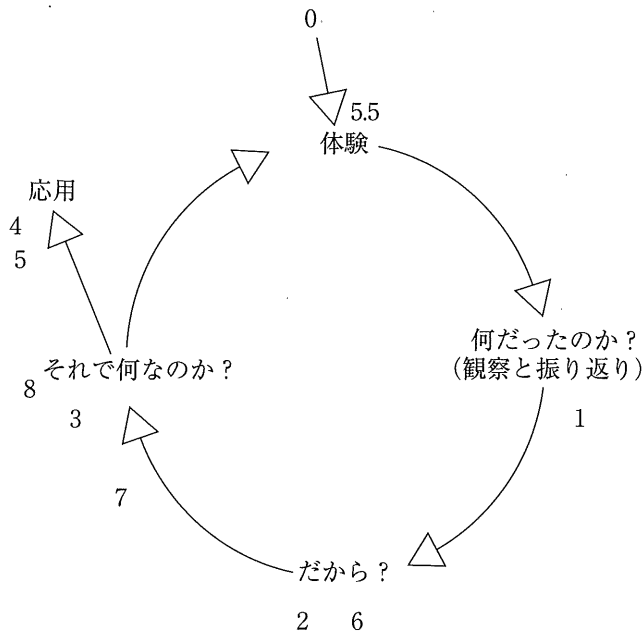


図4 活動の状況

このプログラムの特徴としてまとめられることは、①活動は一人でできないものを行うこと、②活動には意味付けが行われること、③活動の意味付けを参加者全員で共有すること、④参加者は互いに尊重し合うこと、及び⑤参加者は参加する活動を選ぶことができることである。

(6) 導入に当たって配慮する事項

ア 実施の内容

ABCを含むPAのプログラムは、様々な分野で実施されており、矯正施設に導入するとすれば、特に少年施設に限る理由はないが、アメリカ等での実績も踏まえると、まずは少年施設に導入することが考えられる。

ABCを含むPAの活動プログラムは、実施の時間や人数など、様々な状況に合わせる事が可能である。例えば、1セッション1時間のプログラムによって実施したり、あるいは、現在矯正施設で行っているグループワークのように、メンバーを10人程度に固定して、幾つかのセッションを通して行うという方法も可能である。

プログラムの流れとしては、①アイスブレイキング (Ice breaking)、②ディインヒビタイザー・アクティビティ (De-inhibitizer Activities) を行った後に、③トラスト・アクティビティ (Trust Activities) や、④イニシアチブ (Initiative) などを実施することとなる。そして、それらのアクティビティの前後にブリーフィングとディブリーフィングを行うことで、活動の内容を深めていくわけである。

これについては、徳山ら（2002）が「活動内容によるねらいと特徴による分類」（表6）をまとめている。

例えば、より良い人間関係といわれているものを考えてみると、そこにはコミュニケーションスキル、他者に対する信頼感、思いやりが求められるであろう。また、課題をどのように解決するのかという課題解決能力も求められるだろう。これまでの矯正教育における集団活動は、これらの能力を向上させてきた実績がある。ABCのプログラムにおける実際の活動を積極的に取り入れていることと、より良い人間関係に対する意味付けを行っていることに注目し、応用することが可能と考えられる。

イ 設備

ABCのプログラムを実施するに当たっての設備としては、先に述べたロープスコースの設置がある。いくつかのエレメントを組み合わせたロープスコースとしては、日本ではPAJが工事に携わったものとして30コースある⁽¹⁰⁾。

これらのコースを設置するためには、多くの費用が必要となる。しかしながら、ABCの活動は、本来的にはロープスコースにおける冒険的な活動だけでなく、それも含めた様々なアクティビティの組み合わせによって行われるものであるか

表6 活動内容のねらいと特徴による分類（徳山ら，2002）

Ice breaking	楽しく遊ぶことで参加者の緊張を解きほぐし、親密な環境形成を行う。
De-inhibitizer	比較的低いリスクを伴う遊びを取り入れることで失敗への怖れを低減し積極的に取り組める雰囲気を作る。
Trust	リスクある様々な活動を通して仲間といることで自分は守られていると実感する。
Being	Full value contract の概念を具体的に記述し、お互いの価値観を共有し合う言語的な課題である。
Initiative	身体活動を伴うグループでの課題解決を協力して行うことでコミュニケーションが促進される。
Low element	膝の高さから3m位に設置された設備を利用して行うグループの問題解決であり、社会的責任を培うとともに仲間との一体感や人とのつながりを感じる。
High element	仲間に身体の安全を確保されて行う、6m～10m前後の高所における一人あるいは二人で行う課題解決である。

- (1) Activities：各種の活動
- (2) High Elements：補助者による安全確保を必要とする10メートル以上の高い場所でのアクティビティ
- (3) Cat Walk：10メートルの高さに橋のように設置された丸太の上を歩くアクティビティ
- (4) これをビレイという。Belaying：仲間が安全を確保するという意味
- (5) 特に器具を用いることなく、パートナーに対して倒れこみ、それを受け止めてもらうアクティビティ
- (6) ビレイを行う人。ハイエレメントを実施の際に安全を確保するために命綱等を持つ補助者
- (7) アウトワード・バウンド・スクール：ロッククライミング、登山、沢登りなど、野外活動を行う冒険教育機関 <http://www.feis.com/obs/>
- (8) <http://www.doc.state.mn.us/default.asp>
- (9) 千葉大学環境健康フィールド科学センター記念講演（2003年10月11日）
- (10), (11) <http://www.pajapan.com/index.html>

ら、活動の内容や目的にもよるが、ロープコースが無い状態でプログラムを実施することも可能であり、その整備については、一挙に行わなくてもよく、大掛かりな設備が必要ないものから順次に導入し、その効果を検証しながら、本格的なロープコースを導入するという方法を採用することも可能だと考えられる。

ウ スタッフ

スタッフに求められるのは、実際の活動を通してグループの動きをみながら、実践していく能力である。対象となるグループの目標等を考えて活動プログラムを作成し、実際の活動の展開での種々の変更にも適切に対応、調整、指導していく能力が必要とされる。

したがって、まずはABCの指導経験のあるファシリテーターに実際にそれぞれの施設に採り入れられるプログラムを実施してもらい、次に、経験者にサポートしてもらいながらそれを職員が実施して、具体的な実践方法について学ぶというのが、より効果的で早期確実に指導体制を整えるためには必要であろうと考えられる。もとより、矯正施設の職員の多くは、レクリエーション指導や体育指導においての実績があるので、ABCをどのように組み合わせて、効果的なプログラムとしていくのかを学ぶことが重要であり、これに加えて、これまでの教育活動の実践と実績を再確認、再構成するという視点も必要であり、また、そのことによって一層効果的に導入が図られるものと考えられる。

4 保護者教育

(1) 機能・構造

この分野は、一般的には「親教育」といわれているものである。田中ら（1989）は、社会の変化に伴い、家族の形態も変化し「子どもたちは民主的な文化の中で育つので、親を対等の人間と見る傾向が強まりつつある。こういった外的な変化にも関わらず、親は、自分が育てられた育児法を踏襲することが多い。それゆえ育児の方法が時代に合わない場合が出てくる。したがって、親を援助するための親教育が必要になる。」と述べている。つまり、社会の変化の中で、人は様々な変化への対応を求められている。同時に、家族の内においても、親自身が経験したことのない状況にさらされることが、これまで以上に多くなってきているとも言える。そのような中で、特に犯罪者や非行少年を抱える家族においては、一般家庭より危機的な状況にさらされていると言えるだろう。」と述べている（「非行」と向き合う親たちの会、2002）。

社会の急激な変化の中で、子どもへの対応方法の多様化が進んでおり、教育方法等に関して各種議論がある。このような状況で、犯罪者、非行少年を抱える家族は、どのように対応していけばよいかについて、考える必要がある。

その対応として、予防的な措置と対処的な措置の二つが考えられる。ここでは、現に犯罪、非行に関わってしまった少年に対して、どのように親が接していくことが必要かを中心に、さらには矯正施設、特に少年院が、どのように保護者に関わっていけばよいかについて検討することとしたい。

なお、この保護者教育については、平成13年の少年法の改正時に、少年院処遇規則第4条の2として「院長は、効果的な矯正教育を実施するために、矯正教育に関する保護者の理解を深めるとともに、その実施に関する保護者の協力を得るように努めなければならない」と追加改正が行われ、また、法制審議会では、平成16年9月8日の諮問第72号の別紙の第三の二の1において、保護者に対する措置の一つとして、「少年院の長は、20歳未満の在院者に関し、必要があると認めるときは、その保護者に対し、少年の監護の関する責任を自覚させ、少年の矯正教育の実効を図るため、指導、助言、その他適当な措置をとることができるものとする」とについて、諮問に対しての審議が行われていることを関連事項として確認しておく必要がある。

(2) 親業訓練の実際

親、保護者への教育については、「本研究の(その1)」で、民間においてもいろいろと検討されていることについて触れたが、このことについては、現在、六つの親教育プログラムが知られている。その中で、トマス・ゴードンが創案したPETによる親業訓練協会⁽¹⁾の活動について、民間で実施されている方法を検討する。

親業訓練プログラムで行われているのは、講義とロールプレイングの組み合わせである。具体的には、①「共感」、②「傾聴」、及び③「アイ・メッセージ(I-message)」を用いての親子関係のスキルを学ぶ。つまり、これらのスキルを実例に即して説明し、それに合わせて、ロールプレイを実施して、身に付けていくという手法をとる。内容としては、親が一方向的に子どもを指導していくのではなく、相互交流を促すことで、子どもの行動を変容させていくというものである。また、親が子どもの言動に左右されて、混乱し、望ましくない働き掛けを行うことがないように、親が冷静に対処するための方法が示されている。これらのプログラムを、非行等を変容させる、あるいは改善させるという面から見ると、予防的な部分と非行の初期の状況を想定したものがあるが、すでに施設収容となっている問題性の深い少年に対する方法として使用することについては、どの部分や、どの方法が活用できるか等を含めての検討が必要である。

(3) 導入に当たって配意を要する事項

親、保護者の養育・監護の態度と非行との関連について、家族との関係が少年の行動に影響があることには異論はない。現今の社会問題としては、保護者自身が子

(1) <http://www.oyagyoo.or.jp/menu.php>

育てに自信がないこと等が指摘されており、その望ましい在り方を提示することの要請は強い。

少年院での保護者に対する働き掛けは、「保護関係調整指導」としての出院後の引き受けの問題などを中心にして平素から積極的に行われている。また、仮退院になる少年の保護環境の調整においては、保護関係機関が保護者に対しての働き掛けを行っているので、これに関連する教育の実施には保護関係機関との連携が重要である。

また、少年院における保護者に対する働き掛けにおいては、なかなか来院しない保護者に対して、あるいは来院することが困難な保護者に対して、系統的な働き掛けをすることについても一層検討する必要がある（例えば、施設側からの手紙や電話による積極的な働き掛けなど）。これらのうち、特に、少年の生育過程において虐待などの問題があった家族に対して、施設として対応していくにはどうしたらよいかについては、今後、検討する必要がある重要な課題である。

さらに、少年院では、他の機関との関係もあり、どの程度まで踏み込んで実施するかという問題などが生じると思われる。また、保護者が自分の子どもである少年を引き取って、十分指導監督ができるだけの力がない場合も多いので、苦慮することが多い。このようなケースの場合は、少年を指導監督するためのスキルと知識について、少年院から、積極的に説明、助言をしたり、相談を受けたりする必要があると考えられる。保護環境調整の前段階としての保護者教育は、少年院としても、例えば、「少年の出院後に予想される問題に対する対処方法を Q&A 方式で冊子にまとめて配布する」、「少年の心情理解のための知識や情報を提供する」、「施設と保護者間との連絡帳を作成して、保護者も面会や通信の記録を作成する」等の方法を取り入れて、現在以上に積極的に実施することが望ましいと考えられる。

これらを踏まえて、少年院における保護者教育として三つの働き掛けが考えられる。①家族間の対人スキルの育成、②非行、犯罪行動理解のための臨床心理的教育、及び③保護者に対する援助機能の充実である。

ア 家族間の対人スキルの育成

一つの方法としては、ロール・プレイング形式により、スキルの育成を図ることが考えられる。例えば、先の親業訓練においては、ロール・プレイングを用いて「子どもとの接し方について」を学ぶプログラムが用意されている。このプログラムを矯正施設で実施するまでには相当な準備を要するであろうと考えられるので、それまでの間、当面は、簡便な方法として保護者向けに、「保護者教育用冊子（案）」（資料2）のようなテキストを作成することが考えられる。

前述した“アイ・メッセージ（I-message）”を用いるということが、しばしば行われている。例えば、「『あなた（お前）』は、早く帰ってきなさい」という

メッセージは、相手（あなた）を主語にした言い方なので、ユー・メッセージ（You-message）という。これに対し、「『私は』、あなたに早く帰ってきてほしいと思う」というメッセージは、話す側の方（私）を主語にした話し方で、アイ・メッセージという。このアイ・メッセージの機能は、親からの一方的な働き掛けを変化させて、親子の相互交流を生み出すということである。多くの問題が生じている家族の場合は、すでに親からの指導が十分に機能していない状態になっているので、これまでのように親が子どもに対して一方的に指導するという関わりだけでなく、子どもに親の意見や考えを伝えて反応を見るという方法によって、相互関係を作っていく必要があるわけである。

次に、タイム・アウトという方法もある。これは、感情が高まってきたり、感情のコントロールができないと感じたときに、とりあえず、その場を離れたたり、落ち着く時間を確保するという方法である。親子間に問題が生じた場合、感情が高まって、話し合いや指導する場面としては、好ましくない状況が起こることがある場合には、その話し合いや指導を無理に続けるよりは、まずは冷静になることが必要であり、もう一度、リセットした状況での話し合いや指導を行うことの方が効果があることがある。改めて冷静になった状態で、問題に向き合うということである。

これらの方法では、職員が少年の保護者から「これまで少年に対して、どのような指導を行い、どのように接していたのか」について情報を収集し、今後の少年の指導方法について、具体的な方法を保護者に提示することになる。

イ 子どもの非行、犯罪行動理解のための臨床心理学の教育への応用

心理教育については「本研究の（その1）」でも述べたとおり、精神疾患等のある人の家族に対する働き掛けとして実施されているものであるが、これは、家族内に問題行動がある人がいた場合、家族の対応や、その行動に対する理解の程度によって、問題行動が変化するという考え方であり、家族内のストレスが問題行動の現象を促すといわれている（ファルーンら、2000）。

少年院の保護者会等において、保護者に対して、子どもの非行についての理解を促すといった方法が考えられる。「何故、悪いと分かっているのにやるのか」、「何度言ってもできないのは、何故か」、「自分の損になると分かっているのに」と訴え、子どもの言動を理解しかねている保護者も多い。また、本来は少年の行動を社会化する方向に働く必要がある家庭の機能が、反対に、非行を増長する方向に作用していることが少なくない。その場合、例えば、保護者が日常生活におけるストレスをそのまま親子関係の中に持ち込んでいるマイナス面に気付いてもらうように働き掛けることが考えられる。

ウ 保護者に対する援助機能の充実

これは、カウンセリングや、セルフヘルプ・グループ的なグループワークを通しての保護者自身に対する援助を強化することである。

出院後の具体的な生活についての指導方法や、保護司、保護観察官との関わり方については、少年に対しては、SST、ロールプレイングやその他の指導方法によって行われているが、保護者に対しては、それらについての情報の提供は行われているものの、その内容は必ずしも十分であるとはいえない。また、多くの保護者は、少年が入院前に様々な問題を起こしたことの対応に追われ、しかも保護者として十分な対応ができずに子どもが施設に入ることになったのではないかと感じており、親としての自信を失っている場合も多い。同時にまた、少年が施設にいる間は、少なくとも問題が生じることなく安心であるという心情にもなっていることもあるので、再び、子どもが家庭に戻ってくることについて、不安を感じる保護者も多いと思われる。

不安を感じたり、自信を失っている保護者に対しては、出院後に予想される危機場面において、保護者としての対応方法について、それぞれの場面を設定したマニュアルを作成することも考えられる。全ての状況に対応することはできないとしても、予測できる状況とその対応について情報を予め伝えることは重要であると考えられる。

5 園芸療法

(1) 定義

園芸療法について、松尾（1998）は、「その定義と理解は極めて曖昧かつ多様である。園芸療法に関して最も制度化の進んだアメリカにおいてすら、定義は公表されているものの、理解はさまざまである。」と述べている。アメリカにおいて、正式の用語として用いられているのはホーティカルチュラル・セラピー（Horticultural Therapy）であり、園芸療法と一般的に邦訳されている。

日本においては、瀧（2002 a）が、園芸療法を「植物（庭、グリーンハウスを含む。）あるいは植物に関連する諸々の活動（園芸、ガーデニングなど）を通して、身体、心、精神の向上を促し、かつ鍛える療法」と、定義している。こうした園芸療法の作業療法的な機能は、現在の日本においては、高齢者福祉等の分野での応用が盛んである。松尾（2002）は、園芸療法のもつさまざまな療法的性格として、身体療法、行動療法、作業療法、理学療法、精神療法、環境療法、植物療法、芸術療法を挙げ（図5）、作業療法と園芸療法の関係について、「作業療法では、いろいろな活動を臨機応変に取り上げて療法の媒体として用いるのに対して、園芸療法では

園芸という限定された活動（名称の上では限定されているが、活動そのものは極めて多彩であり、かつ奥が深い。）を療法の媒体として用いる点が異なる。」としている。

(2) 効果

園芸を通じた活動の中で、心身に対する働き掛けについては、園芸療法と、園芸福祉というような区分けが行われている。

まず、園芸活動全般の効果について検討する。豊田（1998）、松尾（1998）は、それをおおむね身体的な効果、精神的な効果、及び社会的な効果の三つにまとめている。

また、吉本（2000）は、メンタルヘルスの側面から能動的に関わる園芸活動におけるその効用として、①心を健やかにする効用、②体を健やかにする効用の二つを挙げている。そして、心を健やかにする効用として、「心地よい達成感が得られる」、「心地よい満足感が得られる」、「気分転換と安らぎの効用」、「人間関係を促進する」の四つを挙げている。

園芸活動そのものの効果としては、精神的な効果が挙げられるが、園芸活動は身体活動を伴う活動であることから、それほど無理をかけずに身体的な効果も得られる。また、園芸活動は、その全体を一人で行うことは困難であり、活動を通して様々

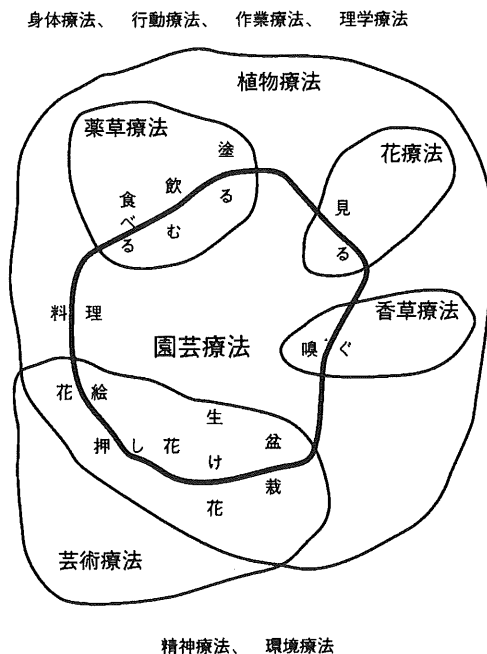


図5 園芸療法と関連する様々な療法 松尾（2002）

な人との交流がある。その一方で、活動内容によっては、一人で活動することも可能であり、人間関係能力の差によっても、個々人の状況に合わせた活動を選択することができる。

園芸療法が他の療法と比較して異なる点について、松尾（1998）は、①生きている植物の生長に関わる、②感覚体験と動作体験との相互作用を活用する、③さまざまな療法の性格を備えている、④効果が緩やかである、⑤取り上げうる植物の種類は多く、関わり方が多様である、及び⑥植物の生活環から生死やリズムを学び、体感できる、の六つを挙げている。

高江洲（2003）は、園芸療法を精神（心理）療法（psychotherapy）としての側面と、身体療法（somato-therapy）としての側面があるとして、精神療法としての園芸療法を、訓練療法と洞察療法の二つの側面から捉えている。

すなわち、園芸活動が人の心身にもたらす効果をより効果的に実施するものが園芸療法であるとも言える。比較的負担が少なく、精神的な安定も得やすい上に活動の広がりもあるために、幅広い対象者に適用でき、効果も得られることが園芸療法の特徴と考えられる。また、園芸に関わる知識も様々な場所から得やすく、道具や作業場所についても比較的入手しやすいものが多い。活動そのものが特別な道具や場所を必要としなくともできる。したがって、専門的な知識をもつ園芸療法士がサポートできれば、多くの場所で実施が可能な療法であると考えられる。

(3) 日本の実状

園芸療法が日本で実際にどのように導入されているかについて、紹介する。わが国では、特に高齢者福祉等の分野での活動が中心になるが（杉原ら、2002）、このことについて、平成15年3月に行われた園芸セラピーシンポジウム⁽¹⁾からその活動状況をみる。

最初に「痴呆予防と園芸療法」として、中山義治（東京都老人総合研究所痴呆介入研究グループ）から、痴呆（認知症）と痴呆（認知症）予防について説明があり、痴呆（認知症）予防の実践報告として園芸療法への取り組みが紹介された。痴呆（認知症）予防の一つとして「認知機能」を鍛えることが必要で、そのためには、①小集団で問題解決をしていくプログラムであること、②参加者がプログラムの目的をはっきり自覚していること、③参加者が主体的に取り組んで、自立的に実行できる内容のものであること、④活動が楽しいものであること、が条件である。園芸活動は、これらの条件を十分に満たしている。その例として、花の名前や種類を覚え、また、それを教え合うことによる認知機能の維持などが挙げられ、こうしたことによって、園芸療法の効果の中に痴呆（認知症）防止の効果もあると考えられるとの報告がなされた。

次に「高齢者施設における園芸療法の意義」として、登坂ユカ（いばらき園芸療法研究会会長）からの実践報告があった。特に、園芸療法を心身に障害がある者（加齢による機能の低下も含めて）に導入するメリットとして、①植物は自分の力で育つので、対象者が100%管理しなくても良い、②能動的、受動的、どちらの活動も選べる、③活動内容が容易で緩やかである、④動機付けが自然で、導入に違和感や抵抗感が少ない、及び⑤娯楽性がある、の5点を挙げている。依存症者の処遇としても実施されているケースがある（恵紙ら、2002）。また、海外では、犯罪者、非行少年に対して実施されているケースもある⁽²⁾。しかしながら、日本において実践活動が始まったのは1997年からのことであり、まだ日も浅く、その主な実践の場は、高齢者福祉等の分野である。具体的な効果についての調査研究や検証等は、その積み上げが行われているところであり、今後に期待されるところが大きい。

もとより、園芸自体は、身体機能も知的機能も活用する活動であり、また、様々な植物の種類があり、その活動内容も豊富（花卉栽培、野菜の育成から造園まで）であり、対象者に合わせての様々なプログラムを組むことも可能であって、多くのメリットがあると考えられる。このように園芸活動の事例を通して感じられる効果として「生きがいができた」、「運動能力の向上」、「自主性や自尊心の高まり」、「ストレスの軽減」、「社交性や社会性の向上」、「生活のリズムの保持」、「五感の発達」、「失われていた記憶がよみがえる」等が報告されている。

最後に「高齢者で行う園芸療法」として、グロッセ世津子（園芸療法実践家）から、埼玉県川口市神根福祉センターにおける実践からの報告があった。リハビリによる機能回復訓練を実施しても、なかなか効果が上がらない身体の機能に障害がある人に、園芸療法を実施したところ、その活動に熱中してくると、普段は上がらない手が、上がったりのようなことが起こる。あるいは、痴呆（認知症）のような症状で、通常は起きているのかどうかも分からないような対象者が、園芸療法を実施しているときだけは、生き生きと活動するというようなことが、数多く見られるとのことであった。

(4) 導入に当たって配意を要する事項

ア 矯正施設と農園芸

矯正施設における農園芸（指導）は、職業指導等の一環として、また、作業療法という側面からの経験と実績があるので、民間プログラムの考え方を取り入れるに当たっては、新たに大掛かりな設備等を整備することは、それほど必要はないものと考えられる。これまで職業指導的な位置付けの中にあつた農園芸は、近

(1) 園芸セラピーシンポジウム「高齢者と園芸療法」 財団法人日本緑化センター主催

(2) 大塚敦子 2002 野菜がかれらを育てた 岩波書店

時の社会経済構造の変化とともに、この種目が社会での就業と直接関わりが少なくなったということで、その活動が後退ないしは縮小される傾向にある。こうした状況を見ると、今後、園芸を「園芸療法」として導入するとすれば、これまでの矯正施設の農園芸（指導）とは異なる、いわば発想の転換を図った対応が考えられなければならないであろう。

ところで、矯正施設でこれまでに現場で農園芸の実際指導に携わってきた職員は、その有効性を強く感じており、水野（2000）は、「農園芸指導は、職業人として必要な知識や技能、態度や資格取得を主な目途とする他の職業補導種目とは少々異なり、少年たちが毎日成長する動植物や変化する自然の中から、自然なかたちで、物の見方や考え方、行動の仕方、生き方から学ぶという面がある。」と述べて、従来の職業補導的な要素とは異なる側面を挙げている。また、高齢受刑者対策と農園芸の関わりとしては、「本研究の（その1）」で、行刑施設において高齢者処遇の充実化方策の一つとして、草花の育成を行わせることにより、運動やコミュニケーションに積極的になるという効果が見られているという報告を紹介した（杉本ら、2003）。同様に精神障害受刑者に対しての園芸療法の試みも行われている（田中、2002）。

このような実績から、今後、矯正施設では新たな視点から園芸療法を処遇に取り込んでいくとした場合の素地はできているものと考えられる。また、このことについて、外部の協力者の協力を得ることも、従来の実績から比較的容易であろうと考えられる。

以上を総括すると、矯正施設において今後この新しい視点から園芸療法を整備していき、①身体機能を回復させるためのもの、②精神を安定させるためのもの、及び③社会性を涵養させるためのものの三つの活動を行うものとして対象者を選定して実施することが期待できるものと考えられる。

イ 身体機能の回復

高齢者に対する園芸療法の効果について、瀧（2002 b）は、福祉分野における園芸療法の役割という側面から次のように述べている。「園芸は、作業療法や理学療法の中で以前から訓練種目の一つに位置付けられていた。しばしば訓練には苦痛や、単調な反復動作、目標達成感の希薄さなど持続的に取り組むモチベーションを保ちにくい状況が見られる。訓練室で笑顔が見えず、会話も途絶えがちとなり、何といても楽しくない。」として、これまでの園芸を用いての作業療法的な取り組みが、モチベーションを維持しにくい現状にあったことを指摘している。

身体機能の回復は、高齢者及び身体障害者が対象になる。民間における活動と多くは重なる部分である。また、矯正施設において実践されてきており、今後の

活動において、さらに必要性が増加すると考えられる。特に、通常の身体機能の回復訓練等と異なるのは、自らの興味・関心が高い活動を通して、自然と身体能力を回復させていけるという点であろう。園芸活動は、多種多様であるので、対象者が好む作業を選択させて、無理のない範囲で実施しながら、回復を図っていくことができる。実際に身体障害者施設においては、車椅子に乗ったまま、作業台において園芸作業をしたり、開墾された土地に種を蒔いたり、水を撒いたりすることで、園芸作業に関わりながら回復をしていく対象者もいる。単に訓練を重ねることよりも、植物の成長に携わることが訓練の効果を高めているようである。また、高齢者であれば、身体機能とともに、痴呆（認知症）防止等の認知機能の維持、向上にも効果があると言われている。

ウ 精神の安定

さらに、瀧（2002b）は、「園芸療法のプログラム立案は、作業療法、理学療法と同様に目標設定（ゴール・セッティング）を行うが、到達する速度と手段が実に多彩となる。素材は植物や園芸活動、及びそれらに関連する領域へと自在に広がり、関わり方は人により異なる。視覚や味覚や嗅覚が関心を引く入口となる。自分の受け入れやすい五感を通してプログラム（訓練）への興味を覚える。活動を通して心地よい感覚の刺激が持続する。同じ心地良さを別な園芸活動を体験することにより反復して味わうことができる。加えて、活動を達成したことが、その人に一定の役割を与えたり、植えた花鉢や生けた花瓶など活動の成果が別の人に喜びや感謝の気持ちを引き起こす、話のきっかけ作りとなるような作用を生み出すならば、活動を持続する、より多くの活動を受け入れようとするエネルギー源となる。」として、対象者の興味関心を引き出しながら、活動に積極的に参加する姿勢を引き出す役割として園芸が大きな効果があるとの見解を示し、併せて、多様な対象者のニーズに合わせてプログラムを組むことができる点についても述べている。

精神疾患だけでなく、精神的に不安定な者に対しても効果が得られる。園芸そのものが精神を安定させる効果もある中で、作業は個別にそれぞれのペースで実施する方法を選択することも可能なので、集団活動に対して不適應な者に対しても、実施することができると考えられる。

エ 社会性の涵養

少年や、あるいは薬物依存の者でも症状の重くない者については、協同で実施する園芸活動を通して、社会性の涵養が促進される。園芸活動の内容は多種多様であるので、対象者の対人関係能力に合わせて、作業内容やそれに伴う対人接触の頻度をコントロールすることが可能であり、役割分担を行いながら、それぞれ

の役割の中で協同作業を実施させることができる。

矯正施設における農園芸作業の実施状況を全体的に見ると、農業機械を扱うことのできる者もいれば、地道に手作業を行うだけの者もいるわけで、これはそれぞれの能力に合わせて実施しつつ、かつ、全ての作業が作物を育てるという共同作業となっている。ただ、園芸療法という視点から考えると、これまでのように収穫するための作業という立場ではなく、個々の対象者に能力や成長に合わせて作業を選定していくという、これまで以上に対象者中心の考えが必要になる。また、そのためには、園芸療法の知識を持ち合わせたスタッフが必要であり、専門の園芸療法士をスタッフとして配した指導体制が望まれる。

Ⅲ おわりに

「本研究の（その1）」に続く本論は、矯正施設において実績がある処遇プログラムや処遇技法の一層の充実にいささかでも寄与することを目指して、民間の知見の一部を紹介したものであるが、関連分野の民間における処遇プログラムや処遇技法の内容は多岐にわたっており、まとまりを得るまでのものにはなり得ていないのではないかと思われる。

民間の知見については、すでに図書をはじめとする各種メディアにおいて多種にわたり紹介してある一方、その具体的な方法は、民間が行っている処遇等の現場にこちらから実際に出向いて特別な講習を受けたり、参画すること等によって、初めてつまびらかになることができるものであり、今後、一層の情報収集が必要であると痛感している。すなわち、矯正処遇の現場と同様に日進月歩している民間の処遇プログラム等について、それを学び、その知見を矯正施設での必要に応じてその応用を検討することであると考える。矯正施設における処遇プログラムや処遇技法の充実に図るためには、民間の動向等について、常時、情報を入手することができる態勢にあることが必要である。

一方、矯正施設の現場において実践を積み重ねてきた処遇プログラムや処遇技法は、収容者の教育指導、情操の涵養、情緒の安定、社会復帰等のために大きな効果を挙げてきていることが確認され、今後は、これらを一層効果的な処遇内容とするよう実施、展開していくとともに、積極的に民間へ移出して双方の継続的な交流を図ることが重要であることが認識できたことは、本研究の成果であったと考えている。

最後に、本研究の実施に当たり、御協力を賜った法務省矯正局に対して、心から謝意を表します。

引用文献

- 恵紙英昭, 北尾伸子, 田中順二, 原野睦夫, 石橋正彦, 木村重成, 山田英孝, 松永みな子, 福山裕夫, 辻丸秀作, 前田久雄, 2002 長期入院中のアルコール依存症に対する心理効果—第一報— 久留米大学心理学研究, 53-60
- ファルーン, R.H.・ラポータ, M.・ファデン, G.・グラハム-ホール, V. 白石弘巳・関口隆一(監訳) 2000 家族のストレス・マネージメント 行動療法的家族療法の実際 金剛出版 (Falloon, I.R.H., Laporta, M., Fadden, G., & Graham-Hole, V. 1993 *Managing Stress in Families: Cognitive and Behavioural Strategies for Enhancing Coping Skills*: Routledge)
- 藤岡淳子 1995 グループワーク方式による処遇類型別指導マニュアルの作成 矯正研究所紀要 10号, 112-119
- 藤岡淳子 1999 矯正教育に「被害者の視点」を入れる — 試行事例と今後の展望— 刑政 第110巻4号, 40-51
- 藤岡淳子 2001 非行少年の加害と被害 誠信書房
- 林 寿夫 1997 プロジェクトアドベンチャーの冒険活動 青少年問題 44(8), 16-21
「非行」と向き合う親たちの会 2002 絆(きずな)親・子・教師の「非行」体験第2集 新科学出版社
- 法務省法務総合研究所 2003 平成15年版 犯罪白書
- 法務省法務総合研究所 2000 法務総合研究所研究部報告8 — 犯罪被害に対する加害者の意識に関する研究—
- 法務省法務総合研究所・2000 法務総合研究所研究部報告7 — 犯罪被害の実態に関する調査—
- 法務省法務総合研究所 2001 法務総合研究所研究部報告11 — 児童虐待に関する研究— (第1報告)
- 法務省矯正局 1954 矯正施設におけるグループ・ワークの研究 矯正資料 第8号
カッツ, A.H. 久保絃章(監訳) 1997 セルフヘルプ・グループ 岩崎学術出版 (Katz, A.H. 1993 *Self-Help in America: A Social Movement Perspective*. Twayne Publishers)
- 小西聖子 2001 ト라우マの心理学 NHK ブックス
- Luft, J. 1969 *Of Human Interaction*: Palo Alto, CA: National Press
- ローレンス, R. 平野裕二(訳) 1999 学校犯罪と少年非行 アメリカの現場からの警告と提言 日本評論社 (Lawrence, R. 1998 *School crime and juvenile justice*

Oxford University Press, Inc.)

- 松田美智子 2002 少年院在院者と被害者 更生保護 第53巻第11号 法務省保護局編, 34-37
- 松尾英輔 1998 日本における園芸療法 ～その発展と課題～ 日本における園芸療法の実際 グリーン情報編, 12-32
- 松尾英輔 2002 日本における園芸療法 ～その発展と課題～ 日本における園芸療法の実際 グリーン情報編, 12-32
- 水野権一郎 2000 土を耕し心を耕す ―少年院における農園芸指導― 刑政 第111巻10号, 16-24
- 野口裕二 2002 物語としてのケア ナラティブ・アプローチの世界へ 医学書院
- 岡 知史 1998 セルフヘルプ・グループとは何か セルフヘルプ・グループ 大阪セルフヘルプ支援センター編, 朝日新聞厚生文化事業団, 14-20
- 大阪セルフヘルプ支援センター編 1998 セルフヘルプ・グループと専門職との関わり セルフヘルプ・グループ 朝日新聞厚生文化事業団
- 大塚達雄・硯川眞旬・黒木保博編著 1986 グループワーク論―ソーシャルワーク実践のために― ミネルヴァ書房
- プラウティ, P.・ショーエル, J.・ラドクリフ, P. プロジェクトアドベンチャージャパン(訳) 1997 アドベンチャーカウンセリングの実践 C.S.L.学習評価研究所 (Prouty, D., Schoel, J., & Radcliff, P. 1989 Islands of Healing : A Guide to Adventure Based Counseling. Kendall Hunt Pub.)
- Schoel, J. & Maizell, R.S. 2002 Exploring Islands of Healing. Project Adventure, Inc., Beverly : MA.
- 嶋谷宗泰 1991 集会指導 (I) 矯正処遇技法ガイドブック 生活指導の技法と実践 財団法人矯正協会編, 17-32
- 杉原式穂, 小林昭裕 2002 高齢施設における長期的園芸療法活動の効果 環境科学研究所報告 9, 187-198
- 杉本 薫・川上克司・中村稔裕・小崎安彦・六條一博・玉井正文・樫原 博・高瀬祐一・平尾晋一・岸田克生 2003 高齢者処遇の充実化方策 四国矯正 第57集, 110-115
- 高江洲義英 2003 高齢者の園芸療法 心と社会 34(1), 16-20
- 瀧 邦夫 2002 a 園芸療法 増補版 植物とのふれあいで心身をいやす, 20-21
- 瀧 邦夫 2002 b 園芸療法の市場性 ―高齢社会における可能性を見る― 月刊グリーン情報 9月号
- 高松 里 1998 セルフヘルプ・グループと専門職との関わり セルフヘルプ・グループ 大阪セルフヘルプ支援センター編, 朝日新聞厚生文化事業団, 46-50

- 田中勝秀 2002 精神障害受刑者に対する治療処遇の試みについて 九州矯正 第56巻 2号, 50-55
- 田中 優・堀真一郎 1989 親教育プログラムのねらいと方法—親業訓練講座 (Parent Effectiveness Training) と SMILE (Seminar of Mother (Father) - child Interaction with Love and Encouragement) の比較— 大阪市立大学生生活科学部紀要 第37巻, 283-293
- 豊田正博 1998 はじめてみよう園芸療法 家の光協会
- 徳山美加代, 田辺 肇, 徳山郁夫 2002 プロジェクトアドベンチャー (PA) による信頼と自己概念の肯定的変化, 千葉大学教育実践研究 (9) 185-195
- 山口のり子 2001 DV あなた自身を抱きしめて アメリカの被害者・加害者プログラム 梨の木舎
- 保木正和・工藤弘人・古曳牧人・嶋谷宗泰・長谷川宜志・浅野千晶 2003 民間における各種処遇プログラムに関する研究 (その1), 中央研究所紀要, 13, 47-99
- 吉本雅彦 2000 メンタルヘルスに役立つ園芸療法の実践プログラムについて 公衆衛生研究 49 (3), 284-287

参考文献

- ASK (アルコール薬物問題全国市民協会) 2002 まるごと改訂版 <治療相談先・自助グループ>全ガイド アディクション アスク・ヒューマン・ケア
- アジア太平洋地域アディクション研究所 2000 born again 薬物依存からの再生, 回復者たちの声 APARI
- ダルク編集委員会 1998 何故私たちはダルクにいるのか—ある民間薬物依存リハビリテーション・センターの記録— 東京ダルク
- 法務省法務総合研究所 2000 犯罪白書 平成11年度版
- 市毛勝三 1998 漂流の果てに 茨城ダルク薬物依存者の回復 茨城ダルクを支援する会
- 市毛勝三 2002 我ら回復の途上にて 茨城ダルク10年 心の居場所から 茨城ダルクを支援する会
- 大塚敦子 2002 野菜がかれらを育てた 岩波書店
- 佐藤志穂子・小西聖子 1998 被害者の心の傷と回復 刑政 第109巻2号, 38-48
- 多摩少年院 2000 少年院におけるしよく罪指導を巡る諸問題 日本矯正教育学会第36回大会発表要旨集
- 鶴旨紀彦 2003 非行別グループワークについての一考察 東京矯正科学研究, 35号, 26

山口のり子 2003 デートDV 防止プログラム実施者向けワークブック 梨の木舎

吉長成恭・近藤龍良 2002 園芸福祉のすすめ 日本園芸福祉協会編

吉田里日 1999 アメリカの矯正における被害者支援政策 -被害者への共感性を高めるプログラムを中心に- 刑政 第110巻10号, 52-60

A B C の 実 際

	14日(水)	15日(木)	16日(金)	17日(土)	18日(日)
午前		<ul style="list-style-type: none"> ○ クイックチェックイン (健康チェック、睡眠時間順) ○ キャッチ ○ ひざたたき (外) ○ 明けジャン、あいにジャン ○ フルバリエーじゃんけんけん ○ ミラーストレッチング ○ TAI-CHI ストレッチング ○ フルバリエーコール (ホグゴール) ○ プライントラン ○ 4つのコーナー ○ 14人15脚 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ファシリテーターについて 指示⇔支援 (アコーデイオン) ○ 学びのステージ (階段) ○ ネームワークスピード (呼ばれた名前) Aチーム、Bチーム ○ インハルス ○ ワープスピード (本名) →ローマ字読みインハルス ○ ルックアップ・ルックダウン (外) ○ プライントガイドウォーク ○ ネームストレッチ ○ ストックストレッチ (鶴のストレッチ) ○ 二人でストレッチ (ワインドミルトストレッチ、足振り上げストレッチ、座り移動ストレッチ) ○ グランドワイルドウォーシ ○ フムカムサム ○ プライントガイドウォーク (交代) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ グループプロセスについての討議 ○ 昨日を振り返って ○ プロセッシングスキル ○ ビレイスクール (ビレイの演習) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人の目標の振り返り (外) ○ ストーリーストレッチ ○ 進化論じゃんけん ○ ウォール
午後	<ul style="list-style-type: none"> ○ オリエンテーション ・ 施設利用説明 ・ 開始 ・ マニュアル解説 ○ ネームトス ○ グループジャグリング ○ トロリー (むかでウォーク) ○ シーガルスウイング ○ オールアボード (バラダイムの転換) ○ 自己紹介 (用紙記入) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ シェイクハンド ○ クローム人間 ○ Being ○ フルバリエーコントラクト (外) ○ ストップ&ゴー ○ 東西南北 (風の神) ○ スポッディングサークル ○ エレメント・モホークウォーク 	<ul style="list-style-type: none"> ○ トージャンプ (つま先を持ってジャンプ) ○ フープリレー ○ フープアンドロメダ ○ ヘリウムフープ ○ 二人でリラックス (手を置いて重さを感じる) ○ 個人をあらわす自然物&シェアリング ○ 三人オン ○ VIP ○ トラストシークエンス (トラストリール (2人→3人)、ワインディングワイロー (グループでトラストサークル)、トラストダイブ、トラスト (前転バージョン)、トラストウェーブ) ○ トントン・パンパン・パチパチ・イエー 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ハイエレメント実習 ・ 3グループ、各グループごとにビレイ演習 ○ エレメント種類 (トラストリール) ・ キヤントウォーク ・ 平行ロープ ・ クライミングウォール ・ パンパーポール ・ パンパーブランク 	<ul style="list-style-type: none"> ○ スカイハイ ○ ハイエレメント ・ むささびウォーク ・ パンパーブランク ・ ハイテンショントランプ ・ おっかひびくり ○ 振り返り ○ 修了書授与
夜間	<ul style="list-style-type: none"> ○ アップチャック (電話とFAX) →学びについて ○ ハンドクラッピング ○ ゴール設定 (目標モニタリングパートナー) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ フルバリエーコントラクトについての解説 ○ 個人目標、グループ目標の違い ○ ロープコース器具についての解説 (カラビナ、ATC、シェアリング、ロープ、ハルメット) ○ ステュードベーカーラップ ・ 9mm ロープを使用してハーネスを作る ・ 結び (Knot) ①本結び②セーフティノット 	<ul style="list-style-type: none"> ○ FVC (資料解説) ○ パタパタ ○ シューズパス (I pass shoes) 		

(資料1)

（資料2）

先大きく道をはずしていかないようにより補助していく必要があります。少年院を出院した後であっても、大人として自立するまでには、もう少し時間がかかりますので、補助していくことが必要です。

（2） どうすれば、非行をしなくなるのか

先ほど、非行の原因は親にだけ求められないというようにお話しました。しかしながら、一方で、非行を防止する上での親の役目は大きいと思います。多くの子どもたちは未熟で、その周りの子どもたちも十分な社会性を持た合わせていない場合が多いです。そのような中で、冷静に子どもの将来を考えると、対処できる一番の理解者は保護者の方です。

まず、大切なのは、自分たち親のこれまでの養育態度は、どうであったのかを振り返っていただくことが大切です。子育てにおいて王道はありません。したがって、「保護者の皆さんがこれまで行っていた方法が間違いで、この方法が正解です。」というものはありません。ただ、これまでの養育態度を振り返っていただくのは、やはり、これまでとは、違う接し方で、子どもさんに接することの方が、子どもさんにとっても、これまでの非行をしていくこととは違う生活をしていくためのサポートになるからであります。

このあと、出院後の具体的な生活状況を考えながら、少しでもヒントになる情報を提示したいと思えますので、これまで養育態度、子どもさんへの接し方を振り返りながら、今後はどのように接していけばよいかを考えてみてくださいます。

子どもはその成長において、13、14歳が大きなポイントになります。中学校に進学して、周囲の環境も変化し、精神的にも身体的にも変化しながら、成人するまでは不安定な時期になります。また、このことから自立心が芽生えてきますので、これまでの親子という縦のつながりから、子どもさんは親に同じ人間としての横のつながりを求めていくようになります。親御さんがその変化をどのように柔軟に受け止めていくのかということも大切なことです。

つまり、そういう変化を認めながら、子どもさんに対して、これまでとは異なる接し方が求められていくということですね。

3 少年院での生活

(1) 入院したとき

多くの少年たちは、入院したときには不安を抱えています。その気持ちには「少年院の中で、ちゃんとやっていたらどうだろうか?」ということが、一番大きいと思います。また、家族と強制的に切り離されることに不安を感じる少年も多く

保護者教育用冊子（案）

1 はじめに

子どもさんが少年院に入院されたことで、さまざまな不安や問題を抱えていらっしゃると思います。子どもさんは、少年院において、定められた期間、いろいろな教育を受けて、社会復帰することになります。非行の問題は、少年院の中でだけで、すべて解決するわけではありません。少年院の中で学んだ多くのことは出院して社会生活の中で実践するわけですが、そのときには、保護者の方を中心とした多くの方々の支えが必要となります。保護者の方が、子どもさんの一番の理解者であり、サポーターになりますので、その点を十分にご理解願いたいと思います。

この冊子は、そのような意味において、保護者の方々が子どもさんを支えるための一助となればと念じて作成したものです。

参考にしていただければ幸いです。

2. 少年理解のために

（1）なぜ、非行をするのか

少年たちは、なぜ非行に走るのでしょうか? このことについては、多くの大人から、さまざまな考えや意見が出されていて、「これがその原因だ」というような一つの答えがあるわけではありません。

保護者の方々には、「非行の原因は親にある」というような話を聞くことが多いと思います。確かに子どもが成長していく上で、親の役割は大きいものがあります。ただ、子どもは親とだけ生活しているわけではなく、学校や職場、地域社会において、数多くの人と出会い接していきます。そのなかで、親にだけ責任を求めるといったのは難しいと思います。

ただ、非行を犯す少年に限らず、多くの子どもたちは、子どもから大人になる過程で、さまざまな経験を経て成長することになります。大人から見れば些細なことであっても、子どもにとっては大きな悩みであったり、重大な問題であったりすることは、少なくありません。

また、現に少年院に入院してしまった少年たちは、希望や夢を持たず、どのような生活をしていけばいいのを見失っているような場合もあります。そのときだけの楽しさを追い求めて、振り返ると後悔だけが残っているというようにすることも多くあります。

そういう意味では周囲の大人が、子どもの成長を見守りながらも、これから

を出院して一般社会の中で生活ができると判断された場合、収容までの期間より早く仮退院して、社会での生活を行います。

その際には、遵守事項という保護観察期間内の約束事が定められ、それに基づいて、保護観察所からの指導を受けながら生活します。

(2) 保護観察とは

保護観察所によって実施されます。保護観察にはいくつか種類がありますが、少年院を仮退院した少年に対する保護観察は、基本的に20歳までが期間となります。ただし、少年院を出院する際に20歳を越えている場合や、出院してすぐに20歳になる場合には、定められた期間までの保護観察になる場合があります。

また、20歳までの保護観察期間で、生活が安定して、保護観察の必要性がなくなつた場合には、保護観察所の申請により、保護観察期間が終了し、退院の手続きがとられる場合があります。

保護観察期間中は、先にお話したように遵守事項が定められ、それを守って生活することを誓約します。遵守事項を破つた場合には、少年院に戻されることもあります。

5 保護観察調整

(1) 引受人としての保護者

少年は、出院してもすべての問題が解決したわけではありません。少年院の中でさまざまなことを学びましたが、社会に戻って、それを実践していくこととなります。少年自身も入院前とは違う生活を始めるわけですから、不安や緊張がたくさんあると思います。少年自身も少年院の中で想像していたことよりも厳しいこともあるでしょうし、想像もなかった問題に直面することもあると思います。

入院前と比べれば、多くの面で成長している子どもさんでも、まだまだ、すべての問題について十分対処できる力がついているとはいえない場合もあります。そのようなときには、引受人である保護者の方の支えがとて重要になります。

ご家族の方々もさまざまな悩みやご苦労があるかと思いますが、少年の一番の理解者となつていただきたいと思えます。

(2) 保護観察官と保護司

出院後、保護観察所に行きますが、保護観察についての詳しい説明があります。子どもさんの保護観察は、保護観察官と保護司が担当します。子どもさん

います。ただ、入院してからしばらくは、一人で生活するので、その中で徐々に自分の非行について見つめて、これからどのようなようにしていけばよいかについて考えていきます。

(2) ささまざまな活動

入院してから教育活動には、さまざまなものが用意されています。規則正しい生活を中心に、非行についての問題を考えたり、謝罪の方法や損害賠償など得たりします。また、被害者について考えの中で、謝罪の方法や損害賠償などについて考えます。これまでの家族や友人との関係についても振り返り、社会での非行の原因やその結果についての考えを深めていきます。

そして、少年院の中で中心となるのは、集団生活を上とした規則正しい生活です。朝は6時半に起きて、夜は10時前に寝る生活です。食事は一日三回、しっかりと食べます。ほとんどの少年は、入院前は昼夜が逆転していたり、仕事に行つていたり、夜遊びをしたり、食事の時間も不規則であることが多いです。十分な睡眠時間をとって、休養しなれば、冷静な判断もできまさんし、疲れていれば、イライラしてストレスもたまります。規則正しい生活があつて、その上に初めて教育的な活動が積み重ねられていきます。

また、集団生活ですので、自分だけの考えでの行動やわがままは認められません。周囲と協調、協力することの大切さを学び、集団生活を通して、遊べないことでも、周りと協力することで達成することができるとを学びます。

(3) 出院を前に

少年院の中の生活で、さまざまなことを考え、実際の生活で実践していくことで社会生活の準備をします。半年から1年以上社会生活から離れているわけですから、少年たちは社会に戻ることにについては、うれしい反面、不安も抱えています。

また、実際の社会生活を送っていくために、どのような生活を送っていくべきかについても、これまで以上に具体的に考えていきます。ほとんどの少年は、入院前とは異なる生活を求められることとなります。そのような中で、自分がきちんとやっつけているのかという不安を抱えています。

4 仮退院と保護観察

(1) 仮退院制度

出院してからも一定期間、保護観察所による保護観察期間が設けられます。それが仮退院制度です。少年院内の生活状況に応じて、本人の努力により施設

自身が定期的に保護司の元を訪ねて生活の状況を説明することになっていました。また、保護観察官から直接指導を受ける場合もあります。

保護者の方からも、子どもさんの生活状況等について、相談や悩みがあれば、まずは保護司、保護観察官に相談されることが一番です。ただ、保護観察官も、保護司も多くの担当（少年だけでなく、成人の対象者も）をしていますので、保護者の方から積極的に相談し、働きかけのことも、時には必要になるかもしれません。

6 出院後に予想されることとその対策

(1) 家族関係

子どもさんが少年院を出院しますと、家族の方が引き受けて、指導・監督する立場になります。入院前のさまざまな問題については、少年院の中で考え、整理されてきてはありますが、実際の生活で実践していくことは、なかなか難しい場合があります。そして、つついっ家庭間で感情的な対応によって、問題が大きくなるようなケースもあります。

先にお話しましたように、子どもさんも少年院に入院したことでの学んだこととや、変化した部分があります。それとあわせて、保護者の方も入院前の様子や、変化した部分について、それぞれと違う形で接することを考えてみてくだ

さい。例えば、これまでは、子どもさんの良くない点を指摘して、それを直してやることを中心に指導されてきた親御さんは、悪いことを悪いということとは、とても大切なことですが、どうしても子どもさんはそれを素直に受け取ることができません。ですから、悪いところを指摘するという方法ではなく、良いところを褒めるという方法をとってはどうか。どんな小さなことでも褒める。そして、大事なことは、子どもさんが夜肉と取ることないように褒めることです。また、「前までは、子どもさんが○○（兄弟や友人の名前）はできるのに」というように他の人と比べてたりすることも増えた方が良くもありません。

また、やめて欲しいことについては「やめなさい」とか「どうして、あなたは○○なの」というような言い方ではなく、「お母さん（お父さん）は、○○と思う」というように、保護者の意見を言うことを心がけて、最終的な行動の判断は子どもたちにゆだねるような話し方も良いかもしれません。また、話し合う中で、それぞれが妥協点を探っていくという方法も必要かもしれません。

(2) 友人関係

少年院を出てからの以前と同様な友人関係の再開は、多くの場合、再非行につながっています。保護者の方も心配されるところでありますし、少年たち

自身も不安を持っている場合が多くあります。

一つの方法として、友人関係を断ち切るために、地元を離れるという方法もあります。ただし、新しい土地で新しい人間関係を作っていくというのは、なかなか難しいもので、実際には、新しい土地ではなかなか友達もできず、寂しくなってしまうので、地元に戻り、元の交友関係を再開する場合も多々あります。また、新しい土地に行っても、これまでの人間関係のやり方が通用しやすくない非行少年たちとのつながりができずじまってしまうというような場合もあります。当然、新しい土地で、うまく行く場合もあります。

また、地元で生活するにしても、大人は、友人という一括して見てしまいがちですが、保護者の方が望むような友人でなくとも、非行とかかわりが少ない友人もいるものです。そのような友人との交流を積極的にバックアップして、再非行につながるような交友については、断ち切る努力をするということが重要であると思います。本人自身も意外と再非行につながる交友との関係を断ち切りたいと考えている場合が多いです。

また、子どもさんの友人関係を良く知ることでも大事です。子どもさんの友人の顔と名前を覚えて、知り合うことも子どもたちの行動の規制になります。

(3) 職場関係

就職して、安定した生活を送ることが、再非行の危険を低くすることになります。職場との連絡が取れるような状況にあるのであれば、ある程度、安定するまでは、保護者の方と職場の上司の方が連絡を取り合うことができるような状況がよいと思います。

通常、3日、3週間、3ヶ月程度で、働く意欲が減退する波がくると言われています。緊張感が途切れてきたり、仕事が面白くなくなってきたり、仕事以外の様々なこと、例えば人間関係や、給料のことなどの不満も出てきます。転職の60%は人間関係の問題であるというようなデータもありますので、よりよい人間関係を築けるような職場に就職することにも、安定して働くためには、そこでの人間関係を安定させる必要があります。

また、いきなり、「仕事を辞める」と言い出すようなことも考えられます。その場合には、一番よいのは次の仕事が見つかるまでは、とりあえず、続けさせる期間があるのは、不利になるので、新しい仕事を見つけてから辞めることをすすめることがよいと思います。あるいは、どのような条件の仕事がよいのか、なほ、仕事を辞めたいのかということについても話し合えるならば、話し合ったほうがよいと思います。

頭ごなしに子どもさんの考えを否定するよりも、子どもさんの考えを聞く姿

勢を見せることによって、意外に子どもさんの方から「仕事を続けてがんばってみる」というような反応があるかもしれません。

7 おわりに

少年院出院後、大きな問題もなく順調に行く場合もあるでしょうし、反対に、入院前と変わらず問題を抱えることになるかもしれません。大事なことは、子どもさんを支えることです。親御さんだけで支える必要はありません。保護観察中の場合は、保護司、保護観察官に相談援助を求めます。また、周囲の方々ができるだけ援助を求めて、多くの方が子どもさんと関わることが問題を大きくせずに解決につながるようになります。

また、現在は非行問題についての相談機関も多くありますので、そういうところと相談をすることも一つの方法です。最初には子どもさんの一番の理解者、サポーターは保護者の方です。いろいろな問題が生じて、親御さんも悩み、困惑することもあると思います。子どもさんも表面上は深刻に見えなくとも、心の中では、悩み、苦しんでいます。その心情を察しながら、支えてあげることが一番大切なことであると思います。